



## 政令

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和7年11月28日

内閣総理大臣 高市 早苗

## 政令第三百九十五号

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和7年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに同法第十三条第四項及び附則第三条第三項、同条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による廃止前の独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第百六十八号）第十二条第四項並びに独立行政法人男女共同参画機構法附則第三条第七項、第四条第三項及び第十条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

## 目次

第一章 関係政令の整備（第一条～第八条）

第二章 経過措置（第九条～第十三条）

## 附則

## （道路運送車両法施行令の一部改正）

第一条 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条 独立行政法人国立女性教育会館を削り、「及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」を、「国立研究開発法人日本医療研究開発機構及び独立行政法人男女共同参画機構」に改める。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

独立行政法人男女共同参画機構	独立行政法人男女共同参画機構法 （令和7年法律第七十九号）第十三条第一項	内閣府令
（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部改正）		同条第三項
（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）の一部を次のように改正する。）		一般会計

第五条の二に次の一号を加える。

第五十二条 独立行政法人男女共同参画機構法（令和7年法律第七十九号）附則第五条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる同法附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人国立女性教育会館（以下「旧国立女性教育会館」という。）の職員としての在職期間及び独立行政法人男女共同参画機構の職員としての在職期間第九条の二に次の一号を加える。

## （国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第六条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「独立行政法人国立女性教育会館」を削る。

（国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第七条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十八年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条第十一号中「独立行政法人国立女性教育会館」を「独立行政法人男女共同参画機構法（令和7年法律第七十九号）附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人国立女性教育会館」に改める。

## （内閣府本府組織令の一部改正）

第八条 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二号へ中「ホ」を「ヘ」に改め、同号中へをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 独立行政法人男女共同参画機構の組織及び運営一般に関すること。

## （国が承継する資産の範囲等）

第九条 独立行政法人男女共同参画機構法（以下「機構法」という。）附則第三条第二項の規定により試験センターの下に「独立行政法人男女共同参画機構」を加える。

## （障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「独立行政法人国立女性教育会館」を削り、「独立行政人大学入試センター」の下に「独立行政法人男女共同参画機構」を加える。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第二第一号）

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）附則第二第一号）

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）附則第二第一号）

（前項の国が承継する資産は、一般会計に帰属する。）

三 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第一条第二項の法人を定める政令（平成十一年政令第五百五十六号）第一号

四 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）第一号

五 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号）第一号

六 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二十二号）第二条第一号

七 雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成二十六年政令第二百七十二号）第一号

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正）

第四条 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「独立行政法人国立女性教育会館」を削り、「及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構」を「国立研究開発法人日本医療研究開発機構及び独立行政法人男女共同参画機構」に改める。

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第五条 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

別表第一 独立行政法人国立女性教育会館の項を削り、同表に次のように加える。

（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第六条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「独立行政法人国立女性教育会館」を削る。

（国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第七条 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十八年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条第十一号中「独立行政法人国立女性教育会館」を「独立行政法人男女共同参画機構法（令和7年法律第七十九号）附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人国立女性教育会館」に改める。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第八条 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二号へ中「ホ」を「ヘ」に改め、同号中へをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 独立行政法人男女共同参画機構の組織及び運営一般に関すること。

（国が承継する資産の範囲等）

第九条 独立行政法人男女共同参画機構法（以下「機構法」という。）附則第三条第二項の規定により試験センターの下に「独立行政法人男女共同参画機構」を加える。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「独立行政法人国立女性教育会館」を削り、「独立行政人大学入試センター」の下に「独立行政法人男女共同参画機構」を加える。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第二第一号）

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）附則第二第一号）

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）附則第二第一号）

（前項の国が承継する資産は、一般会計に帰属する。）

2 前項の国が承継する資産は、一般会計に帰属する。

(積立金の処分に関する経過措置)

**第十一条** 独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）は、機構法附則第三条第五項（第二号に係る部分に限る。）の規定による処理において、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下この項及び第十三条第二項において「通則法」という。）第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合であつて、その額に相当する金額の全部又は一部を機構法附則第三条第六項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替え適用される機構法附則第七条の規定による廃止前の独立行政法人国立女性教育会館法（以下この項及び第三項において「なお効力を有する旧会館法」という。）第十二条第一項の規定により機構の令和八年四月一日に始まる通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を内閣総理大臣に提出し、同年六月三十日までに、なお効力を有する旧会館法第十二条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一 なお効力を有する旧会館法第十二条第一項の規定による承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の承認申請書には、独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）の令和七年四月一日に始まる事業年度（以下この項及び次項において「最終事業年度」という。）の事業年度末の貸借対照表、会館の最終事業年度の損益計算書その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 機構は、なお効力を有する旧会館法第十二条第三項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下この条において「国庫納付金」という。）の計算書に、会館の最終事業年度の事業年度末の貸借対照表、会館の最終事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、令和八年六月三十日までに、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した前項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

4 内閣総理大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があつたときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

5 国庫納付金は、令和八年七月十日までに納付しなければならない。

6 国庫納付金は、一般会計に帰属する。

（会館の解散の登記の嘱託等）

**第十二条** 機構法附則第三条第一項の規定により会館が解散したときは、文部科学大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記録を閉鎖しなければならない。

（機構が承継する資産に係る評価委員の任命等）

第一 内閣府の職員 一人

二 財務省の職員 一人

三 文部科学省の職員 一人

四 機構の役員（令和八年三月三十一日までの間は、会館の役員） 一人

五 学識経験のある者 一人

3 2 機構法附則第四条第二項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。機構法附則第四条第二項の規定による評価に関する庶務は、内閣府男女共同参画局総務課において文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課の協力を得て処理する。

(機構の役員又は職員についての依頼等の規制等に関する経過措置)

**第十三条** 機構についての独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（次項において「共通事項政令」という。）第十三条の規定の適用については、同条第二号中「の総額」とあるのは「以下の号において単に「契約」という。」の総額（以下この号において「機構契約総額」という。）又は独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人国立女性教育会館との間に締結した契約の総額（以下この号において「旧会館契約総額」という。）と「当該契約の総額」とあるのは「機構契約総額又は旧会館契約総額」とする。

2 機構法の施行の日の前日の属する年度（共通事項政令第十七条に規定する年度をいう。以下この項において同じ。）に会館の理事長に対しても通則法第五十条の六の規定による届出並びに同年度に会館の理事長が講じた通則法第五十条の八第一項及び第二項の措置の内容に係る同条第三項の規定による報告については、機構の理事長が行うものとする。

#### 附 則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第九条第一項及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 高市 早苗 総務大臣 林 芳正 文部科学大臣 松本 洋平 厚生労働大臣 上野賢一郎 経済産業大臣 赤澤 亮正 土地交通大臣 金子 恭之 環境大臣 石原 宏高

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年十一月二十八日

内閣総理大臣 高市 早苗

#### 政令第三百九十六号

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年九月二十日とする。

総務大臣 林 芳正  
内閣総理大臣 高市 早苗

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和七年十一月二十八日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第三百九十七号

行期日を定める政令

閣は、感染症の予防及び或

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四

号に掲げる規定（同法第七条の規定を除く。）の施行期日は、令和八年六月一日とする  
（三労法二四）

厚生労働大臣 上野賢一郎  
内閣総理大臣 高市 早苗

省令

○總務省令第二百二号

行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第四項（同法第二十二条第三項及び第三十一条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、行政手続法第十五条第四項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令を次のように定める。

令和七年十一月二十八日  
行政手続法第十五条第四項

総務大臣  
林芳正

行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第四項（同法第二十二条第三項及び第三十一条に  
おいて読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する総務省令で定める方法は、行政庁の使  
用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（同法第十五条第四項に規定する公  
示事項をいう。第一号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る  
電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気  
通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものと  
する。

一 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○総務省令第百四号  
行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第五十一条第三項（同法第六十一条及び第六十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、行政不服審査法施行規則の一部を改正する省令を次のようて定める。

令和七年十一月二十八日

## 行政不服審査法施行規則の一部を改正する省令

総務大臣 林芳正

○總務省令第百四号

行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第五十一条第三項(同法第六十一条及び第六十六  
条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、行政不服審査法施行規則の一部を改正する  
規則(以下「規則」といふ)を定める。

省令を次のように定める。

令和七年十一月二十八日  
行政文書署名進行規則の一部を文三二二〇番令  
総務大臣 林

行政不服審査法施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に「重傍線を付し

下「**対象規定**」という。は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		(公示送達の方法)	
		改	正
		後	前
第五条	法第五十一条第三項に規定する総務省令で定める方法は、審査庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と同項に規定する旨（第一号において「公示事項」という。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（審査庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。	新設	改
3	<p>1 番 査 庁 の 使用 に 係 る 電 子 計 算 機 に 備 え ら れ た フ ァ イ ル に 記 録 さ れ た 公 示 事 項 を 当 該 公 示 事 項 の 閲 覧 を す る 者 の 使用 に 係 る 電 子 計 算 機 の 映 像 面 に 表 示 す る も の</p> <p>2 イ ン タ ネ ッ ト に 接 続 さ れ た 自 動 公 衆 送 信 装 置 （著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第一条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を 使用するもの</p> <p>前項の規定は、法第六十一条において準用する法第五十一条第三項に規定する総務省令で定める方法について準用する。この場合において、前項各号列記以外の部分中「審査庁」とあるのは「処分庁」と、「同項」とあるのは「法第六十一条において準用する法第五十一条第三項」と、「同項第一号中「審査庁」とあるのは「処分庁」と読み替えるものとする。</p> <p>第一項の規定は、法第六十六条第一項において準用する法第五十一条第三項に規定する総務省令で定める方法について準用する。この場合において、第一項各号列記以外の部分中「審査庁」とあるのは「再審査庁」と、「同項」とあるのは「法第六十六条</p>		

第一項において準用する法第五十一条第二項」と、同項第一号中「審査庁」とあるの  
は「再審査庁」と読み替えるものとする。

## 第六条

〔略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○厚生労働省令第二百十六号

この省令は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十年法律第三百三十二号）第十八条及び第十九条の規定に基づき、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月二十八日

厚生労働大臣 上野賢一郎

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十年法律第三百三十二号）第十八条及び第十九条の規定に基づき、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（昭和四十一年労働省令第二百三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改

正

後

（就職促進手当）

第一条の四 法第十八条第一号に掲げる給付

金（以下「就職促進手当」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、支給するものとする。

一（略）

七 次のいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が指示した公共職業能力開発施設の行う職業訓練（イに該当する者にあつては、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二百四号）第九条に定める短期課程（職業に必要な相

当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練（次条第三項において「短期課程の普通職業訓練」という。）に限る。）を受けるために待期しているもの

イ 次のいずれにも該当する者

（1）（3）（略）

改

正

前

（就職促進手当）

第一条の四 法第十八条第一号に掲げる給付

金（以下「就職促進手当」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、支給するものとする。

一（略）

七 次のいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が指示した公共職業能力開発施設の行う職業訓練（イに該当する者にあつては、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二百四号）第九条に定める短期課程（職業に必要な相

当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練（次条第三項において「短期課程の普通職業訓練」という。）に限る。）を受けるために待期しているもの

イ 次のいずれにも該当する者

（1）（3）（略）

附 則

この省令は、令和七年十二月一日から施行する。

○国土交通省令第二百五十五号

国土交通省設置法（平成十一年法律第二百号）第三十九条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八十八条第四項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月二十八日

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後

改 正 前

（次長）

第四条の二 東京航空局総務部、空港部及び保安部並びに大阪航空局総務部、空港部及び保安部に、それぞれ次長一人を置く。

九条に定める短期課程（職業に必要な相

当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練（次条第三項において「短期課程の普通職業訓練」という。）に限る。）を受けるために待期しているもの

イ 次のいずれにも該当する者

（1）（3）（略）

改 正 後

改 正 前

（次長）

第四条の二 東京航空局総務部及び空港部並びに大阪航空局総務部及び空港部に、それぞれ次長一人を置く。

九条に定める短期課程（職業に必要な相

当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練（次条第三項において「短期課程の普通職業訓練」という。）に限る。）を受けるために待期しているもの

イ 次のいずれにも該当する者

（1）（3）（略）

2 15

（略）

い者

2 15

（略）

者

2 15

（略）

者

（略）

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

者

<div data-bbox="500 3054 514 3063" data-label="Text

3 新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所及び大分空港事務所の航空管制官は、前項に規定するものほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。

4・5 (略)  
6 中部空港事務所、関西空港事務所及び大分空港事務所にあつては、第四項に規定するものほか、航空管制官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席航空管制官とする。

4・5 (略)  
6 中部空港事務所、関西空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所及び大分空港事務所にあつては、第四項に規定するものほか、航空管制官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席航空管制官とする。

3 新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所及び大分空港事務所の航空管制官は、前項に規定するものほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。

〇厚生労働省告示第三百三号  
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百六十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百六十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次の表のようにより改正し、令和七年十一月三十日から適用する。

令和七年十一月二十八日

厚生労働大臣 上野賢一郎  
(傍線部分は改正部分)

7 (略)  
8 (航空管制技術官)  
第六十六条 (略)  
2・3 (略)  
4 新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制技術官は、前二項に規定するものほか、管制情報処理システム施設に関する工事及び保守に関する事務をつかさどる。

7 (略)  
8 (航空管制技術官)  
第六十六条 (略)  
2・3 (略)  
4 新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制技術官は、前二項に規定するものほか、管制情報処理システム施設に関する工事及び保守に関する事務をつかさどる。

5・9 (略)  
6 中部空港事務所、関西空港事務所及び大分空港事務所にあつては、第四項に規定するものほか、航空管制官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席航空管制官とする。

5・9 (略)  
6 中部空港事務所、関西空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所及び大分空港事務所にあつては、第四項に規定するものほか、航空管制官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席航空管制官とする。

## 法規的告示

### 附則

この省令は、令和七年十二月一日から施行する。

### ○こども家庭庁告示第九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百八十七号）の施行に伴い、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次のように改正し、令和七年十二月一日から適用する。

令和七年十一月二十八日

こども家庭庁長官 渡辺由美子

厚生労働大臣 上野賢一郎

本則中「第四十四条第三項第一号イ」を「第五十二条第三項第一号イ」に改める。

三十ヶ五十八 (略)

改 正 後

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一〇二二十八 (略)

二十九 削除

二十九 削除

日から適用する。

〇厚生労働省告示第三百四号  
厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のようにより改正し、令和七年十二月一日から適用する。

別表		改	正	後
一般名	削る	適用日	一般名	削る
セイヨウトチノキ	(略)	(略)	セイヨウトチノキ	(略)
イトプリド	(略)	(略)	イトプリド	(略)

別表		改	正	前
新設	新設	適用日	新設	新設
セイヨウトチノキ	令和七年十一月三日	令和七年十一月三日	セイヨウトチノキ	令和六年十一月三日
イトプリド	(略)	(略)	イトプリド	(略)

三十ヶ五十八 (略)

改 正 前

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一〇二二十八 (略)

二十九 削除

二十九 削除

三十ヶ五十八 (傍線部分は改正部分)

## その他

## ○内閣官房告示第一号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)第三条第一項及び第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和七年十一月二十八日

内閣官房の庁舎であつて東京都港区赤坂二丁目四番六号に所在するもの

内閣総理大臣 高市 早苗

## 対象施設の敷地

東京都港区 赤坂二丁目四番(次の図面に示す部分に限る。)

## 対象施設に係る対象施設周辺地域

東京都千代田区 永田町二丁目二番から七番まで及び十番から十一番まで並びに霞が関三丁目七番	赤坂一丁目一番、三番から九番まで及び十一番(次の図面に示す部分に限る。)赤坂二丁目四番から六番まで及び十二番から十四番まで並びに赤坂六丁目二番、五番(次の図面に示す部分に限る。)及び六番
--	---

## 備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を内閣官房に備え置いて縦覽に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項目欄に掲げる区域に含まれる道路(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。)のうち当該区域に含まれる道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

## 附 則

この告示は、令和七年十一月八日から施行する。

## ○内閣官房告示第二百三十一号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成二十八年法律第九号)第三条第一項及び第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和七年十一月二十八日

内閣府の庁舎であつて東京都港区虎ノ門二丁目二番三号に所在するもの

内閣総理大臣 高市 早苗

## 対象施設の敷地

東京都港区 虎ノ門二丁目二番(次の図面に示す部分に限る。)

## 対象施設周辺地域

東京都千代田区 霞が関三丁目二番から八番まで	赤坂一丁目一番から十一番まで、虎ノ門二丁目二番から三番まで、九番から十七番まで及び二十一番から二十三番まで、虎ノ門三丁目一一番から六番まで、九番及び十番、部分に限る。(次の図面に示す部分に限る。)
------------------------	--

## 備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を内閣府に備え置いて縦覽に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項目欄に掲げる区域に含まれる道路(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。)のうち当該区域に含まれる道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

この告示は、令和七年十一月八日から施行する。

## ○内閣府告示第二百三十一号

次に掲げる組換えDNA技術によつて得られた生物及び組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された添加物については、食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第二百七十号)第1のAの2及び第2のDに規定する安全性審査を経たので、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成十二年厚生省告示第二百三十三号)第三条第四項の規定に基づき公表する。

令和七年十一月二十八日

内閣総理大臣 高市 早苗

## 組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た添加物

品種	名稱	申請者
てんさい	除草剤クリホサート、クリホシネット及びジカルハ耐性テニサイ KW S20-1系系統	バイエルクロップサイエンス株式会社
キシラナーゼ	NG X株を利用して生産されたキシラナーゼ	ダニスコジャパン株式会社

## ○法務省告示第二百四十一号

公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第七条ノ一第一項の規定により、次に掲げる公証人に電的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年十一月二十八日

法務大臣 平口 茂木 善樹

## ○財務省告示第三百四號

国債証券買入銷却法(明治二十九年法律第五号)第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和七年十月十日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和七年十一月二十八日

財務大臣 岸田 伸也

## (別表)

国債の名稱	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券(物価運動・10年)	第21回	1,500,000,000円	100.56円
"	第24回	1,200,000,000円	101.99円
"	第30回	3,500,000,000円	99.46円
"	第30回	13,900,000,000円	99.54円
合計		20,100,000,000円	

## ○財務省告示第三百五号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第一項の規定に基づき、令和八年の同項に規定する平均貸付割合を次のように告示する。

令和七年十一月二十八日

年〇・八パーセント

## ○東北地方整備局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十九号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月二十八日

## ○関東地方整備局告示第二百四十号

供用開始の期日 令和七年十一月二十八日

道路の種類 一般国道

路線名 一号

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四

四





- (イ) 収用を制限する理由 緊急輸送道路の占用や隔離するため、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- (ア) 収用の制限の開始の期日 令和7年11月11日
- (イ) 国 地方総 観 察 所 東北地方整備局及び同局岩手・宮城・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・長野・岐阜・愛知・三重・滋賀・京都・大阪・奈良・和歌・兵庫・福岡・大分・宮崎・鹿児島の各地方整備局

## 中国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和7年11月28日

中国地方整備局長 杉中 洋一

道路の種類 路線名 区間  
一般国道 53号 津山市昭和町一丁目88番から同市昭和町一丁目31番3までの上下線

## 基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年11月28日

国土交通大臣 金子 恭之

種類	縮尺	実施時期	地域				摘要
			所	属	番号	図名	
地形図	2万5千分1	令和7年	八戸	6-2	種	市	調製・多色・柾判
"	"	"	弘前	11-4	鷹巣	西	部
"	"	"	新庄	14-3	鳥海	山	"
"	"	"	酒田	2-2	吹浦	"	"
"	"	"	新潟	14-4	矢代	田	"
"	"	"	新潟	15-3	加茂	"	"
"	"	"	宇都宮	4-1	石下	"	"
"	"	"	長岡	2-2	越後	吉田	"
"	"	"	高田	14-1	高田	西	部
"	"	"	高田	14-4	楨	"	"
"	"	"	長野	5-2	長野	原	"
"	"	"	飯田	1-2	伊那	"	"
"	"	"	伊勢	15-2	大杉	谷	"
"	"	"	京都及大阪	4-4	奈良	"	"
"	"	"	和歌山	1-3	大和	郡山	"
"	"	"	石垣島	2-3	伊野	田	"

備考 地図の刊行日 令和7年12月1日

公 告

## 諸事項

## 保険仲立人保証金取戻し公告

保険仲立人保証金規則（平成8年法務省・大蔵省令第3号）第12条第2項の規定により次のように公示する。

- 供託者の商号 株式会社コスモス・インシュアランス・ブローカーズ
- 住所 名古屋市中区栄一丁目12番10号
- 代表者の氏名 代表取締役 三村 琢磨
- 取戻しをしようとする保証金の額 20,000,000円
- 上記の者（登録番号東海財務局長第5号）の保証金につき保険業法第291条第6項の権利を有する者は、令和8年5月28日までに保険仲立人保証金規則別紙様式第4号による申出書に権

利を有することを証する書面を添えて東海財務局理財部金融監督第四課保険監督室に提出されたい。

6. 前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和7年11月28日

東海財務局長 吉田 昭彦

## 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないもの、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

## 令和7年（家）第90716号

神奈川県相模原市緑区西橋本5丁目2番13-1205号

申立人 橋本正由子

本籍神奈川県川崎市川崎区中島2丁目13番地、最後の住所東京都町田市常盤町3191番地1いちごテラス町田常盤町104、死亡の場所東京都町田市、死亡年月日令和6年7月30日、出生の場所神奈川県川崎市、出生年月日昭和39年8月1日、職業無職

被相続人 亡 兼平 光彦

事務所東京都千代田区六番町15番2号 鳳翔ビル3階A みづば総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 安藤 真一

催告期間満了日 令和8年6月10日

東京家庭裁判所立川支部

## 令和7年（家）第90718号

新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽下中子150番地4

申立人 シルバーグレース湯沢1番館管理組合法人

本籍東京都練馬区高松5丁目16番、最後の住所東京都羽村市神明台1丁目37番地7フローラルガーデン羽村409、死亡の場所埼玉県入間郡三芳町、死亡年月日令和2年8月15日、出生の場所東京府荏原郡松沢村、出生年月日昭和6年7月22日、職業不明

被相続人 亡 山口 義三

事務所東京都立川市柴崎町3丁目14番4号立川柴崎郵便局ビル2-B 多摩の森総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高野太一朗

催告期間満了日 令和8年6月10日

東京家庭裁判所立川支部

## 令和7年（家）第90796号

東京都多摩市関戸1丁目1番地の5ザ・スクエアA-1301

申立人 幅崎真奈子

本籍東京都江戸川区北小岩7丁目8番、最後の住所東京都多摩市関戸1丁目1番地の5ザ・スクエアA-1301、死亡の場所東京都立川市、死亡年月日令和7年2月20日、出生の場所東京都葛飾区、出生年月日昭和34年3月24日、職業無職

被相続人 亡 菅 久美子

事務所東京都立川市曙町2丁目34番13号オリビック第3ビル701 岡野法律事務所

相続財産清算人 弁護士 岡野 和弘

催告期間満了日 令和8年6月10日

東京家庭裁判所立川支部

## 令和7年（家）第90820号

東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目15番9号岩崎吉祥寺ビル3階

申立人 公益財団法人武蔵野市福祉公社

本籍東京都武蔵野市吉祥寺東町2丁目24番、最後の住所東京都武蔵野市吉祥寺南町4丁目25番5号特別養護老人ホームゆとりえ、死亡の場所東京都武蔵野市、死亡年月日令和6年12月27日、出生の場所東京都北多摩郡小平町、出生年月日昭和22年3月7日、職業無職

被相続人 亡 稲葉小枝子

事務所東京都武蔵野市中町1丁目7番7号三協第二ビル5階 三鷹武蔵野法律事務所

相続財産清算人 弁護士 竹内 英夫

催告期間満了日 令和8年6月10日

東京家庭裁判所立川支部

## 令和7年（家）第90847号

東京都江東区豊洲3丁目2番20号

申立人 アビリオ債権回収株式会社

本籍東京都国分寺市東元町3丁目32番、最後の住所東京都国分寺市東元町2丁目18番15号竹内ハイツ102、死亡の場所東京都八王子市、死亡年月日令和6年5月12日、出生の場所南洋テニアン島テニアン町、出生年月日昭和12年8月2日、職業不明

被相続人 亡 堀江ノリ子

事務所東京都新宿区市谷本村町2番11号外濠スカイビル5階 四谷外濠法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小川 宏

催告期間満了日 令和8年6月10日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第80315号  
神奈川県横浜市都筑区中川6丁目1番10—605号  
申立人 佐川由紀子  
本籍埼玉県川口市桜町3丁目6番、最後の住所埼玉県川口市桜町3丁目6番12号、死亡の場所埼玉県川口市、死亡年月日推定令和7年3月1日から10日までの間、出生の場所東京都墨田区、出生年月日昭和44年11月22日、職業無職  
被相続人 亡 神田 誠  
事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂3-7-2タニグチビル5階白鳥法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 白鳥 敏男  
催告期間満了日 令和8年6月15日  
さいたま家庭裁判所  
令和7年(家)第3242号  
横浜市中区尾上町4丁目57番地 横浜尾上町ビルディング8階  
申立人 玉越 浩美  
本籍神奈川県小田原市羽根尾7番地、最後の住所神奈川県平塚市老松町11番2号、死亡の場所神奈川県茅ヶ崎市、死亡年月日令和7年6月9日、出生の場所神奈川県小田原市、出生年月日昭和23年9月13日、職業無職  
被相続人 亡 小堺 安雄  
事務所神奈川県平塚市紅谷町2番14号 一剣浜大門ビル3階 平塚総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 佐野 美鶴  
催告期間満了日 令和8年6月15日  
横浜家庭裁判所小田原支部  
令和7年(家)第4066号  
新潟県妙高市関川町1丁目9番4号  
申立人 相浦 哲  
本籍新潟県妙高市大字姫川原2878番地、最後の住所新潟県妙高市大字姫川原1020番地7、死亡の場所新潟県上越市、死亡年月日令和5年12月1日、出生の場所新潟県中頸城郡中郷村、出生年月日昭和28年1月2日、職業無職  
被相続人 亡 相浦 正隆  
主たる事務所新潟県上越市本町3丁目2番24号梶川ビル2階、従たる事務所新潟県妙高市朝日町1丁目10番3号さん来夢あらい2階  
相続財産清算人 弁護士法人つばき 代表者代表社員 原野 聖子  
催告期間満了日 令和8年6月19日  
新潟家庭裁判所高田支部

令和7年(家)第2659号  
富山県射水市荒町172番地  
申立人 農事組合法人荒町営農  
本籍富山県射水市荒町639番地、最後の住所富山県射水市荒町639番地、死亡の場所富山県高岡市、死亡年月日令和6年12月9日、出生の場所富山県射水市小杉町、出生年月日昭和16年3月31日、職業無職  
被相続人 亡 松本スミ子  
事務所富山県高岡市広小路6-9カネソビル  
加藤・齊藤法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 加藤 翔  
催告期間満了日 令和8年6月8日  
富山家庭裁判所高岡支部  
令和7年(家)第2938号  
富山県富山市総曲輪2丁目1番3号  
申立人 富山県信用保証協会  
本籍富山県高岡市三番町70番地、最後の住所富山県高岡市三番町70番地、死亡の場所福井県越前市、死亡年月日令和7年2月17日、出生の場所富山県高岡市、出生年月日昭和18年7月4日、職業無職  
被相続人 亡 鳴谷 功  
事務所富山県高岡市広小路1番28号 作井法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 作井 康人  
催告期間満了日 令和8年6月8日  
富山家庭裁判所高岡支部  
令和7年(家)第3060号  
長野県南佐久郡南牧村海ノ口2242-50  
申立人 二井 将光  
本籍東京都千代田区千代田1番、最後の住所千葉市中央区本町3丁目1番8号シェアハウスかえで本町、死亡の場所千葉県千葉市花見川区、死亡年月日令和元年5月26日、出生の場所愛知県名古屋市南区、出生年月日大正15年10月27日、職業無職  
被相続人 亡 平岡 五光  
長野県佐久市長土呂258-1 ルート141ビル2階R  
相続財産清算人 今井 智恵  
催告期間満了日 令和8年6月12日  
長野家庭裁判所佐久支部  
令和7年(家)第7660号  
愛知県豊橋市旭町字御指18番地4  
申立人 井上惠美子

本籍三重県熊野市紀和町長尾1181番地、最後の住所名古屋市西区幅下1丁目10番22号G1ビル浅間町406号、死亡の場所愛知県長久手市、死亡年月日令和7年6月10日、出生の場所三重県南牟婁郡御浜町、出生年月日昭和36年10月3日、職業無職  
被相続人 亡 大家 繁樹  
事務所名古屋市港区七番町3丁目1番地3  
弁護士法人名古屋法律事務所みなど事務所  
相続財産清算人 弁護士 小宮 千歩  
催告期間満了日 令和8年6月15日  
名古屋家庭裁判所  
令和7年(家)第7670号  
名古屋市中区丸の内2丁目16番30号 おおさと丸の内4階 久志本法律事務所  
申立人 小芝 範明  
本籍名古屋市緑区大将ヶ根2丁目702番地、最後の住所名古屋市緑区大将ヶ根2丁目702番地 鳴海太子ハイツ203号、死亡の場所名古屋市東区、死亡年月日令和7年7月26日、出生の場所宮崎県東臼杵郡東郷村、出生年月日昭和19年2月22日、職業無職  
被相続人 亡 安田 節子  
事務所名古屋市中区錦3丁目5番31号 オーキッドプレイス名古屋錦ビル11階 矢野法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 吉田 朋美  
催告期間満了日 令和8年5月29日  
名古屋家庭裁判所  
令和7年(家)第1140号  
京都市右京区太秦面影町12-105  
申立人 植田 章嗣  
申立人手続代理人弁護士 大川 浩介  
本籍京都市北区大森西町39番地、最後の住所京都市北区大森西町39番地、死亡の場所京都市右京区、死亡年月日令和6年9月21日から30日までの間、出生の場所京都市北区、出生年月日昭和23年5月9日、職業無職  
被相続人 亡 今北智恵子  
事務所京都市中京区西賀茂通丸太町下ル 船越メディカルビル2階 藤井正大法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 山口枝見子  
催告期間満了日 令和8年6月11日  
京都家庭裁判所  
令和7年(家)第1656号  
京都市中京区二条通富小路東入晴明町680番地  
申立人 一般社団法人福祉・後見センター京都中央  
代表者代表理事 藤井 育子

本籍滋賀県甲賀市甲南町池田474番地、最後の住所京都市伏見区深草池ノ内町11番地3スパー・コート京・藤森、死亡の場所京都市伏見区、死亡年月日令和7年5月16日、出生の場所京都市上京区、出生年月日昭和27年2月3日、職業無職  
被相続人 亡 原田 悅子  
事務所京都市中京区河原町二条北東角 Aビル3階 京都リレイズ法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 豊山 博子  
催告期間満了日 令和8年6月11日  
京都家庭裁判所  
令和7年(家)第1712号  
京都府宇治市伊勢田町遊田71番地の12  
申立人 三宅 啓介  
申立人手続代理人弁護士 新保 英毅  
本籍京都市左京区松ヶ崎東町32番地、最後の住所京都府宇治市小倉町堀池23番地の20、死亡の場所京都府宇治市、死亡年月日令和7年4月1日、出生の場所京都市左京区、出生年月日昭和16年5月15日、職業会社役員  
被相続人 亡 三宅 繁  
事務所京都市中京区河原町通二条西入 宮崎ビル2階 弁護士法人中村利雄法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 吉田 誠司  
催告期間満了日 令和8年6月11日  
京都家庭裁判所  
令和7年(家)第1811号  
京都市上京区今出川通御前通東入東今小路町744番地35 きぬがさビル2階 丸岡司法書士事務所  
申立人 丸岡 易史  
本籍岡山県倉敷市連島町西之浦500番地、最後の住所京都市左京区浄土寺真如町155番地3 介護老人福祉施設花友しらかわ、死亡の場所京都市左京区、死亡年月日令和7年7月17日、出生の場所神戸市、出生年月日昭和3年8月16日、職業無職  
被相続人 亡 赤澤 淑子  
事務所京都市中京区錦小路通室町西入天神山町280石勘ビル4階-9 法律事務所なぎ  
相続財産清算人 弁護士 水野 彰子  
催告期間満了日 令和8年6月11日  
京都家庭裁判所

令和7年(家)第1814号  
東京都千代田区丸の内3丁目4番2号  
申立人 株式会社整理回収機構  
代表者代表取締役 本田 守弘  
国籍朝鮮、最後の住所京都市左京区田中閑田町32番地2、死亡の場所京都市左京区、死亡年月日西暦2023年10月19日、出生の場所京都市上京区、出生年月日西暦1936年1月15日、職業不明  
被相続人 亡 李 雲元  
事務所大阪市北区西天満4丁目1番15号 西天満内藤ビル701 弁護士法人青雲法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 李 義  
催告期間満了日 令和8年6月11日  
京都家庭裁判所

令和7年(家)第81310号  
大阪府八尾市山本町南7-5-18  
申立人 朝倉 由紀  
本籍大阪府八尾市山本町5丁目50番地、最後の住所大阪府八尾市山本町南7丁目4番7号、死亡の場所大阪府八尾市、死亡年月日令和6年1月23日、出生の場所大阪府大阪市旭区、出生年月日昭和16年7月3日、職業不明  
被相続人 亡 立上美喜雄  
大阪市北区西天満4丁目1番20号 リーブラザビル5階  
相続財産清算人 弁護士 加藤 智子  
催告期間満了日 令和8年7月1日  
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第437号  
山梨県都留市上谷1-1-1  
申立人 都留市長 堀内 富久  
本籍山梨県都留市上谷6丁目1146番地、最後の住所山梨県都留市上谷6丁目6番22号、死亡の場所山梨県都留市、死亡年月日推定令和5年11月11日、出生の場所山梨県都留市、出生年月日昭和12年6月16日、職業無職  
被相続人 亡 瀧森 愛子  
山梨県甲府市相生1丁目3番11号 ひまわり法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 近藤 徹  
催告期間満了日 令和8年6月10日  
甲府家庭裁判所都留支部

令和7年(家)第4265号  
大阪府大阪市中央区安堂寺町2丁目1番10号  
安堂寺第17松屋ビル570号室  
申立人 宮脇 資  
本籍大阪府大阪市住之江区住之江2丁目71番地、最後の住所大阪府藤井寺市恵美坂1丁目14番27号、死亡の場所大阪府大阪市西成区、死亡年月日令和5年2月28日、出生の場所大阪府大阪市天王寺区、出生年月日昭和5年11月30日、職業無職  
被相続人 亡 小嶋善之助  
事務所大阪市中央区今橋2丁目2番2号南都銀行大阪北浜ビル5階  
相続財産清算人 弁護士 市川 裕子  
催告期間満了日 令和8年6月16日  
大阪家庭裁判所堺支部

令和7年(家)第40406号  
神戸市東灘区御影山手4丁目3番16号  
申立人 小山 敬之  
本籍神戸市北区鈴蘭台東町1丁目3番、最後の住所神戸市北区鈴蘭台東町1丁目3番14号、死亡の場所兵庫県神戸市北区、死亡年月日令和7年3月11日、出生の場所兵庫県明石郡押部谷村、出生年月日昭和9年7月10日、職業不明  
被相続人 亡 北井千代子  
神戸市中央区江戸町98番地1 東町・江戸町ビル5階 弁護士法人神戸シティ法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 高橋 弘毅  
催告期間満了日 令和8年6月18日  
神戸家庭裁判所

令和7年(家)第70165号  
兵庫県姫路市安田4丁目1番地  
申立人 姫路市長 清元 秀泰  
本籍兵庫県姫路市飾磨区大浜10番地、最後の住所兵庫県姫路市飾磨区大浜10番地、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日令和4年8月29日、出生の場所兵庫県飾磨市、出生年月日昭和15年9月26日、職業不明  
被相続人 亡 釣 武信  
事務所兵庫県姫路市三左衛門堀西の町133番地中野二郎法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 中野 二郎  
催告期間満了日 令和8年6月5日  
神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第70184号  
東京都中野区本町2丁目46番1号  
申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社  
本籍広島県安芸郡海田町蟹原1丁目1523番地、最後の住所兵庫県姫路市豊富町甲丘3丁目1693番地16アーバンコンフォート809、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日令和6年9月22日、出生の場所広島県芦品郡府中町、出生年月日昭和9年3月8日、職業不明  
被相続人 亡 福中 敏彦  
事務所兵庫県姫路市南駅前町100番地パラシオ第2ビル 弁護士法人レクシード  
相続財産清算人 弁護士 花房 裕志  
催告期間満了日 令和8年6月5日  
神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第70194号  
兵庫県神崎郡市川町屋形163番地の4  
申立人 福田 節子  
本籍兵庫県神崎郡神河町根宇野859番地1、最後の住所兵庫県神崎郡神河町根宇野859番地の1、死亡の場所兵庫県神崎郡神河町、死亡年月日令和6年12月19日、出生の場所兵庫県加古郡加古川町、出生年月日昭和6年1月8日、職業無職  
被相続人 亡 中島 初子  
事務所兵庫県姫路市北条口3丁目41番地TKD北条口ビル1階姫路さくら法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 高橋 弘朋  
催告期間満了日 令和8年6月5日  
神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第30082号  
広島県安芸郡坂町横浜中央3丁目1番10号  
申立人 奥谷 洋介  
本籍広島県神石郡神石高原町永野1545番地、最後の住所広島県神石郡神石高原町永野1545番地、死亡の場所広島県神石郡神石高原町、死亡年月日令和7年8月1日、出生の場所広島県神石郡永渡村、出生年月日昭和6年1月16日、職業無職  
被相続人 亡 土井 利勝  
広島県安芸郡坂町横浜中央3丁目1番10号  
相続財産清算人 奥谷 洋介  
催告期間満了日 令和8年6月25日  
広島家庭裁判所福山支部

令和7年(家)第5034号  
山口県光市中島田2丁目4-12  
申立人 岡本 孝一  
本籍山口県周南市楠木2丁目1番、最後の住所山口県周南市楠木2丁目1番14-302号、死亡の場所山口県大島郡周防大島町、死亡年月日令和5年8月18日、出生の場所山口県光市、出生年月日昭和45年7月5日、職業会社員  
被相続人 亡 岡本 臣弘  
山口県周南市緑町1-47美重ビル2階 中坪法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 山田 貴之  
催告期間満了日 令和8年6月16日  
山口家庭裁判所周南支部

令和7年(家)第2117号  
徳島県鳴門市瀬戸町明神字下本城100番地  
申立人 高瀬 芳己  
本籍徳島県鳴門市大麻町桧字道ノ北18番地、最後の住所徳島県鳴門市大麻町桧字宮ノ北55番地6、死亡の場所徳島県鳴門市、死亡年月日令和7年7月7日、出生の場所徳島県板野郡板野西町、出生年月日昭和2年11月25日、職業無職  
被相続人 亡 河原カネコ  
徳島県徳島市幸町3丁目15番地伊藤ビル3階  
相続財産清算人 弁護士 竹原 大輔  
催告期間満了日 令和8年6月15日  
徳島家庭裁判所

令和7年(家)第281号  
香川県高松市楠上町1丁目8番29-501号  
ダイアパレス楠上  
申立人 佐藤 楓  
本籍香川県坂出市福江町2丁目4番、最後の住所香川県高松市国分寺町新名688番地6  
サーバス国分寺II 1107、死亡の場所香川県高松市、死亡年月日令和7年3月19日、出生の場所香川県高松市、出生年月日昭和52年2月16日、職業会社員  
被相続人 亡 中山 浩二  
香川県高松市磨屋町3-1 合田不動産磨屋町ビル4階 高松総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 玉井 邦芳  
催告期間満了日 令和8年7月31日  
高松家庭裁判所

令和7年（家）第407号  
香川県高松市香西本町742番地59  
申立人 満濃 博  
本籍香川県高松市藤塚町1丁目60番地、最後の住所香川県高松市太田上町883番地7、死亡の場所香川県高松市、死亡年月日令和7年1月23日、出生の場所香川県高松市、出生年月日昭和27年9月5日、職業不明  
被相続人 亡 黒川 初子  
香川県高松市番町1-6-6 甲南アセット  
番町ビル4階 古川法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 古川慎一郎  
催告期間満了日 令和8年6月30日  
高松家庭裁判所

令和7年（家）第7214号  
福岡県福岡市中央区清川1丁目9番20号Ten Good渡辺通3階  
申立人 安田 慶泰  
本籍福岡県福岡市西区野方3丁目244番地42、最後の住所福岡県太宰府市五条2丁目21番2号シティコートpart1110号、死亡の場所福岡県筑紫野市、死亡年月日令和7年5月28日、出生の場所東京都杉並区、出生年月日昭和22年11月23日、職業無職  
被相続人 亡 近藤 範雄  
事務所福岡市中央区清川1丁目9番20号Ten Good渡辺通3階  
相続財産清算人 司法書士 安田 慶泰  
催告期間満了日 令和8年7月15日  
福岡家庭裁判所

令和7年（家）第39号  
鹿児島市照国町17番2号 第3鶴丸ハイツ301号室  
申立人 西野 洋子  
本籍鹿児島県南九州市知覧町厚地2114番地、最後の住所鹿児島県南九州市知覧町厚地2114番地、死亡の場所鹿児島県枕崎市、死亡年月日令和4年3月18日、出生の場所鹿児島県川辺郡勝目村、出生年月日大正14年6月10日、職業無職  
被相続人 亡 德永 夕ネ  
鹿児島県南九州市知覧町東別府5189番地8  
相続財産清算人 司法書士 福田 晃己  
催告期間満了日 令和8年6月25日  
鹿児島家庭裁判所知覧支部

令和7年（家）第30162号  
仙台市泉区松陵5丁目25番3号  
申立人 脇澤 利悦  
本籍宮城県仙台市泉区松森字鼠堂2番地、最後の住所仙台市泉区松森字前沼7番地の1、死亡の場所宮城県仙台市青葉区、死亡年月日令和7年4月27日、出生の場所宮城県仙台市泉区、出生年月日昭和34年7月24日、職業無職  
被相続人 亡 脇澤 義弘  
仙台市青葉区平1丁目2番22号 ロイヤーパーク6階 弁護士法人杜協同法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 赤石 圭裕  
催告期間満了日 令和8年6月15日  
仙台家庭裁判所

令和7年（家）第389号  
北九州市小倉北区金田1丁目8番5号 北九州法曹ビル2階A室 清風法律事務所  
申立人 多加喜寛明  
本籍千葉県千葉市中央区本町1丁目6番地18、最後の住所福岡県筑上郡築上町大字上ノ河内1033番地1 和光苑、死亡の場所福岡県行橋市、死亡年月日令和7年2月28日、出生の場所岡山県倉敷市、出生年月日昭和42年10月6日、職業無職  
被相続人 亡 伊藤 隆文  
事務所北九州市小倉北区金田1丁目8番5号 北九州法曹ビル2階A室 清風法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 多加喜寛明  
催告期間満了日 令和8年6月17日  
福岡家庭裁判所行橋支部

令和6年（家）第30353号  
千葉県成田市古込字古込1番地1  
申立人 成田国際空港株式会社  
本籍千葉県野田市三ツ堀411番地103、最後の住所千葉県野田市木間ヶ瀬697番地17、死亡の場所千葉県野田市、死亡年月日令和2年6月推定1日から10日までの間、出生の場所東京都西多摩郡福生町、出生年月日昭和26年4月27日、職業不明  
被相続人 亡 矢野 一惠  
事務所千葉県柏市中央町6-19 R FIELDS KASHIWA 4階 柏綜合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 牧田謙太郎  
催告期間満了日 令和8年6月30日  
千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年（家）第30252号  
東京都墨田区石原2-29-4  
申立人 梅田 俊明  
本籍東京都荒川区西日暮里2丁目440番地、最後の住所千葉県松戸市古ヶ崎3丁目3425番地の3、死亡の場所千葉県松戸市、死亡年月日令和6年10月1日頃から10日頃までの間、出生の場所東京都荒川区、出生年月日昭和43年6月12日、職業個人事業主  
被相続人 亡 梅田 賢一  
事務所千葉県松戸市松戸1176-4 ディー・オー・ディー松戸駅前ビル4階 松戸総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 福原 亮  
催告期間満了日 令和8年6月30日  
千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年（家）第72328号  
福岡県直方市頓野1505-7  
申立人 井手 君子  
本籍東京都品川区中延6丁目1番、最後の住所東京都大田区南六郷1丁目21番19号、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日推定令和5年10月1日、出生の場所青森県西津軽郡深浦町、出生年月日昭和29年3月24日、職業タクシー運転手  
被相続人 亡 成田 慶治  
事務所東京都港区赤坂4丁目7番15号 陽栄光和ビル5階光和と総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 中澤 雄仁  
催告期間満了日 令和8年6月30日  
東京家庭裁判所

令和7年（家）第72419号  
東京都新宿区新小川町6-18-306  
申立人 東 早苗  
本籍東京都中央区勝どき5丁目8番、最後の住所東京都文京区小日向1丁目23番27号有料老人ホーム グランヴィ小日向、死亡の場所東京都文京区、死亡年月日令和7年7月23日、出生の場所東京府東京市本所区、出生年月日昭和18年5月23日、職業無職  
被相続人 亡 柴崎 亮  
事務所東京都新宿区舟町7-46 LANDDE N舟町3階 荒木町法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 李 哲芝  
催告期間満了日 令和8年6月30日  
東京家庭裁判所

## 相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

## 令和7年（家）第146号

三重県津市栄町2丁目466番地楠井法律事務所

申立人 弁護士 西澤 博

本籍三重県伊賀市上野車坂町750番地4、最後の住所三重県伊賀市上野車坂町750番地の4、死亡の場所三重県津市、死亡年月日平成25年12月8日、出生の場所三重県阿山郡丸柱村、出生年月日昭和10年1月23日、職業不明  
被相続人 亡 阿波 敏子

催告期間満了日 令和8年6月11日

津家庭裁判所伊賀支部

## 公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出してください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

## 令和7年（ヘ）第2号

徳島市南沖洲1丁目8番3号

申立人 武田 初子

権利の届出の終期 令和8年3月9日

令和7年11月14日 徳島簡易裁判所  
(別紙) 目録

(1)土地 徳島市川内町富久71番

田 1261平方メートル

(2)登記年月日番号 徳島地方法務局明治34年4月6日受付第531号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 永小作権設定

原因 明治34年1月23日判決

小作料 6斗4升3合

支払期 每年11月30日

存続期間 明治31年7月16日より向50年

永小作権者 平石字若宮28番地1

板東 時雄

## 失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあつたので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

## 令和7年(家)第83号

埼玉県越谷市平方2899-4

申立人 寺田 暢子

本籍福島県福島市黒岩字浜井場37番地7、最後の住所福島県福島市仁井田字龍神前2番地の1福島恵風園

不在者 藤原紗知子

昭和15年11月25日生

届出期間満了日 令和8年3月11日

福島家庭裁判所

## 令和7年(家)第7322号

東京都千代田区麹町3丁目12番7号 麹町エイチティーズビル5階 佐藤三郎法律事務所

申立人 佐藤 三郎

本籍石川県金沢市寺町1丁目28番地、最後の住所東京都中野区中野6丁目16番2号

不在者 藤澤 稔

昭和16年9月28日生

届出期間満了日 令和8年3月11日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第7725号

岡山県岡山市北区門前629番地

申立人 黒崎 春夫

国籍アメリカ合衆国(日本国籍喪失時の戸籍岡山県吉備郡足守町大字下高田1825番地)、最後の住所不明

不在者 黒崎 敷馬

西暦1912年5月18日生

届出期間満了日 令和8年3月23日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第7765号

神奈川県川崎市多摩区中野島6丁目29番5-1307号

申立人 山科久美子

本籍栃木県宇都宮市宮山田町2589番地、最後の住所不明

不在者 赤羽根キクイ

明治42年11月12日生

届出期間満了日 令和8年3月23日

東京家庭裁判所

## 令和7年(家)第1636号

東京都杉並区西荻南1丁目1番3号プランミュール西荻窪E A S T 206

申立人 立石 優太

本籍東京都調布市飛田給1丁目9番地10、最後の住所東京都調布市飛田給1丁目9番地10ライオンズマンション調布第2 203

不在者 立石 直人

昭和35年11月19日生

届出期間満了日 令和8年3月19日

東京家庭裁判所立川支部

## 令和7年(家)第3779号

大阪府八尾市山本町北6丁目5番2号

申立人 北野 道男

本籍大阪府八尾市東本町2丁目121番地、最後の住所大阪府八尾市東本町2丁目3番以下不詳

不在者 北野 幾子

昭和15年1月19日生

届出期間満了日 令和8年3月17日

大阪家庭裁判所

## 令和7年(家)第129号

佐賀県神埼市神埼町本告牟田1281番地6

申立人 執行 早苗

本籍佐賀県小城市三日月町織島23番地、最後の住所佐賀県小城市三日月町織島23番地

不在者 夏秋 育郎

昭和26年6月11日生

届出期間満了日 令和8年3月12日

佐賀家庭裁判所

## 失踪宣告

## 令和6年(家)第404号

本籍大分県大分市大字駄原569番地、最後の住所群馬県伊勢崎市昭和町3911番地

不在者 渡邊 容久

昭和39年4月11日生

令和7年11月11日失踪宣告審判確定

前橋家庭裁判所裁判所書記官

## 令和7年(家)第24号

本籍岡山県井原市美星町星田6669番地、最後の住所岡山県井原市美星町星田6669番地

不在者 渡邊 清

昭和25年11月24日生

令和7年11月11日失踪宣告審判確定

岡山家庭裁判所倉敷支部裁判所書記官

## 令和6年(家)第1090号

本籍埼玉県北本市東間3丁目131番地1、最後の住所埼玉県北本市東間3丁目131番地

不在者 矢部 吉次

昭和3年1月20日生

令和7年11月12日失踪宣告審判確定

さいたま家庭裁判所裁判所書記官

## 令和7年(家)第3040号

本籍愛知県新城市字南畑17番、18番合併地1、最後の住所不明

不在者 岡田 次郎

昭和6年7月5日生

令和7年11月12日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

## 令和7年(家)第75号

本籍広島県東広島市高屋町溝口706番地、最後の住所広島県東広島市高屋町溝口706番地

不在者 小松 仁訓

昭和36年6月26日生

令和7年11月12日失踪宣告審判確定

広島家庭裁判所裁判所書記官

## 除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

## 令和7年(家)第1号

埼玉県さいたま市中央区上落合5丁目4番2号

申立人 井山 勝美

権利の届出の終期 令和7年10月27日

令和7年10月29日 さいたま簡易裁判所(別紙)目録

(1)土地 さいたま市中央区上落合五丁目726番3山林 42平方メートル

(2)登記年月日番号 さいたま地方法務局主登記 昭和54年10月9日受付第59391号付記登記 昭和55年9月24日受付第50781号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定、移転

原因 昭和54年10月8日設定、昭和55年9月20日譲渡による移転

目的 堅固な建物所有

存続期間 30年

地代 1月3・3平方メートル250円

支払期 毎月末日

地上権者 川口市大字芝6906番地

小口 忠

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

## 令和7年(家)第645号

相模原市中央区緑が丘1丁目45番4号

債務者 有限会社関野建材土木

代表者代表取締役 關野ケイ子

- 1 決定年月日時 令和7年11月18日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 濑野 陽仁
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午後2時30分

横浜地方裁判所相模原支部

## 令和7年(家)第52号

岩手県宮古市宮町4丁目2番8号

債務者 有限会社宮古ホンダ

代表者代表取締役 平井 友治

- 1 決定年月日時 令和7年11月19日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松岡 佑哉
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月19日午前11時

盛岡地方裁判所宮古支部

## 令和7年(家)第753号

川崎市高津区坂戸1丁目8番15-201号北斗

マンション

債務者 株式会社松本組

代表者代表取締役 松本 秀雄

- 1 決定年月日時 令和7年11月18日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横田 朋佳
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前10時50分

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第2659号	3 破産管財人 弁護士 川島 陽介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年2月4日午前11時 長崎地方裁判所民事部破産係
愛知県北名古屋市鍛冶ヶ一色東2丁目168番地 債務者 有限会社ミュージックハウス 代表者取締役 井田 智也	1 決定年月日時 令和7年11月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浅井 淳之 4 破産債権の届出期間 令和7年12月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午後2時30分 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第281号	新潟県燕市東太田1283番地1 債務者 有限会社遠藤ステンレス 代表者代表取締役 遠藤 尚貴
徳島県徳島市新南福島1丁目6番26号 債務者 有限会社石原家具 代表者代表取締役 石原 光彦	1 決定年月日時 令和7年11月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿部 理順 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月5日午前11時 新潟地方裁判所三条支部
令和7年(フ)第222号	札幌市北区北30条西7丁目2番25号 債務者 株式会社HOPE FOREST 代表者代表取締役 佐藤 秀樹
横浜市保土ヶ谷区狩場町454番地の33 債務者 株式会社Sma11 Car De1 ievry s	1 決定年月日時 令和7年11月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菊地 亮介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午後2時15分 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第2609号	横浜市保土ヶ谷区狩場町454番地の33 債務者 株式会社Sma11 Car De1 ievry s
京都市山科区音羽珍事町64-2 債務者 株式会社ECGラボ 代表者代表取締役 竹内 仁史	1 決定年月日時 令和7年11月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 若松 豊 4 破産債権の届出期間 令和8年1月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午前11時30分 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第278号	福岡県久留米市諫訪野町1-22 債務者 株式会社サンテヴレモ 代表者代表取締役 吉原 伸治
長崎県長崎市田中町279番地4 債務者 有限会社小畠青果 代表者代表取締役 小畠 脩三	1 決定年月日時 令和7年11月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木下宗一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午後2時30分 福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第2029号	札幌市清田区里塚緑ヶ丘9丁目6番7号 債務者 ライトブレイン株式会社 代表者代表取締役 芝 哲也
1 決定年月日時 令和7年11月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 祖母井里重子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月24日午前11時45分 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年11月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川村 忠之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月16日午前10時30分 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第2030号	札幌市清田区里塚緑ヶ丘9丁目6番7号 債務者 株式会社R E S A 代表者代表取締役 芝 哲也
1 決定年月日時 令和7年11月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柳場 雄貴 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月24日午後1時30分 岐阜地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年11月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岸 達彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午前10時30分 京都地方裁判所第5民事部
令和7年(フ)第616号	岡山市南区市場1丁目1番地 債務者 有限会社岸商店 代表者代表取締役 岸 達彦
1 決定年月日時 令和7年11月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 島村 和昌 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午前11時10分 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年11月18日午前4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田丸 明子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月19日午前10時 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2736号	横浜市西区戸部本町33番13号 債務者 株式会社ライフ・チーズ 代表者代表取締役 垣花 美穂
1 決定年月日時 令和7年11月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上田 哲子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月19日午前10時 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年11月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平山 秀生 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午後1時30分 大分地方裁判所杵築支部破産係
令和7年(フ)第2221号	札幌市南区南沢1条3丁目20番13号 債務者 有限会社アイレーダーフルロケーションサービス 代表者取締役 附田 哲也
1 決定年月日時 令和7年11月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浦田 秀幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午前10時 富山地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年11月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 祖母井里重子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月24日午前11時45分 札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第2745号	横浜市旭区三反田町271番地2 債務者 純屋瑠璃猫株式会社 代表者代表取締役 野口 治子 1 決定年月日時 令和7年11月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹本 香織 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午前11時30分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2917号	横浜市青葉区寺家町13番14号 債務者 有限会社友和物流 代表者代表取締役 由見 敏昭 1 決定年月日時 令和7年11月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小池 翼 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前11時40分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1357号	京都府長岡京市馬場2丁目6-2 債務者 乙訓食品株式会社 代表者代表取締役 森田 正 1 決定年月日時 令和7年11月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤原 式子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前11時30分 京都地方裁判所第5民事部破産係 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
令和7年(フ)第53号	岩手県宮古市小沢1丁目2番4号 債務者 佐々木芳幸 1 決定年月日時 令和7年11月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉水 和也 4 破産債権の届出期間 令和7年12月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月19日午前11時40分 6 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで 盛岡地方裁判所宮古支部

令和7年(フ)第327号	神奈川県厚木市妻田北1丁目12番44号 クレペール302 債務者 小出 桂介 1 決定年月日時 令和7年11月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 裕 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午前11時 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第659号	神奈川県厚木市戸室1丁目29番17号 債務者 高橋 政雄 1 決定年月日時 令和7年11月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 那須川忠駿 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午前11時 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第481号	神奈川県茅ヶ崎市東海岸南4丁目2番23号 ウィズ茅ヶ崎101号室、前住所神奈川県平塚市長持411番地の1 カーサコスモ1-202 債務者 奥崎 義仁 1 決定年月日時 令和7年11月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青木慎一郎 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午前10時 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第330号	奈良県大和郡山市矢田山町1番地4 債務者 古賀 真人 1 決定年月日時 令和7年11月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福井麻起子 4 破産債権の届出期間 令和8年1月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月16日午後1時35分 奈良地方裁判所破産係
令和7年(フ)第319号	青森県東津軽郡外ヶ浜町字平館磯山343番地3、旧住所青森市大字三内字沢部400番地27 債務者 木浪 真弓 1 決定年月日時 令和7年11月19日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 哲也 4 破産債権の届出期間 令和7年12月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午後1時30分 青森地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第390号	神奈川県小田原市南板橋2丁目247番地の1 ウエムラハイツ102号室 債務者 川西 菊弥 1 決定年月日時 令和7年11月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 八木下美帆 4 破産債権の届出期間 令和8年1月19日午前11時40分 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月19日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2111号	京都市山科区大塚高岩12番地182 債務者 竹内 仁史 1 決定年月日時 令和7年11月18日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 若松 豊 4 破産債権の届出期間 令和8年1月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午前11時30分 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第225号	山形県西村山郡河北町谷地甲258番地の5 債務者 真木 彰子 1 決定年月日時 令和7年11月19日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 信悟 4 破産債権の届出期間 令和8年1月19日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月22日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年1月15日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2146号	愛知県東海市富木島町伏見3丁目3-5 ブレジールフシミ203号室、住民票上の住所愛知県東海市富木島町勘七脇83番地の6 シティーメゾン富木島501号 債務者 加納 勝之 1 決定年月日時 令和7年11月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 八木下美帆 4 破産債権の届出期間 令和8年1月19日午前11時20分 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月19日午前11時20分 6 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで 山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第2707号  
横浜市鶴見区寺谷1丁目7番31-303号  
債務者 菅野 耕平

1 決定年月日時 令和7年11月18日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 佐野 高王  
4 破産債権の届出期間 令和7年12月19日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月29日午後2時20分  
6 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第2397号  
横浜市瀬谷区二ツ橋町386番地4 マルヤスビル410号室  
債務者 小林 直幹

1 決定年月日時 令和7年11月18日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 上升 栄治  
4 破産債権の届出期間 令和7年12月19日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月2日午前11時  
6 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1984号  
東京都八王子市横山町13番4-402号エヌシステムコート東京八王子  
債務者 縣 晴輝

1 決定年月日時 令和7年11月18日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 八木 隆  
4 破産債権の届出期間 令和7年12月22日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月27日午前11時15分  
6 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1285号  
東京都立川市若葉町4丁目25番地の1若葉町団地28棟506号  
債務者 田中 聰美

1 決定年月日時 令和7年11月18日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 喜多 希美

4 破産債権の届出期間 令和7年12月22日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月28日午後1時30分  
6 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
令和7年(フ)第2008号  
東京都武藏野市吉祥寺東町3丁目16番11号  
ジョージハウス103  
債務者 菊池 遼  
1 決定年月日時 令和7年11月18日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 大藏 隆子  
4 破産債権の届出期間 令和7年12月19日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月28日午前11時  
6 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部  
令和7年(フ)第1948号  
横浜市港南区丸山台4丁目4番12号 ライフ  
コア丸山台101  
債務者 斎藤 哲也  
1 決定年月日時 令和7年11月18日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 原田 雅紀  
4 破産債権の届出期間 令和7年12月19日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月4日午後3時10分  
6 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで  
横浜地方裁判所第3民事部  
令和7年(フ)第760号  
川崎市中原区西加瀬15番9-3号 グラン・  
シーダーⅢ-A 101  
債務者 大村 公一  
1 決定年月日時 令和7年11月18日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 濑沼 一成  
4 破産債権の届出期間 令和7年12月18日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月4日午後1時50分  
6 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第768号  
 川崎市川崎区浅田2丁目17番4-1号 ベイ  
 ルーム浅田 101  
 債務者 澄川 祥子  
 1 決定年月日時 令和7年11月18日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 鈴木 志帆  
 4 破産債権の届出期間 令和7年12月18日まで  
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴  
 取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月  
 4午前11時20分  
 6 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで  
 横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第759号  
 川崎市中原区下小田中3丁目30番10-101号  
 債務者 春本 千恵(旧姓松澤)  
 1 決定年月日時 令和7年11月18日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 佐藤 恵太  
 4 破産債権の届出期間 令和7年12月18日まで  
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴  
 取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月  
 10午前10時50分  
 6 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで  
 横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第640号  
 神奈川県座間市相模が丘2丁目29番8号  
 ジュネス相模原201号  
 債務者 山下 正孝  
 1 決定年月日時 令和7年11月17日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 江崎 智彦  
 4 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで  
 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴  
 取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月  
 10午後1時45分  
 6 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで  
 横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第696号  
 静岡市清水区吉川209番地の1 ファミール  
 狐ヶ崎102号  
 債務者 山本建築こと 山本 崇之  
 1 決定年月日時 令和7年11月19日午後1時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 3 破産管財人 弁護士 朝倉 保

4 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月10日午前11時20分  
6 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで  
静岡地方裁判所民事第2部  
令和7年(フ)第15号  
富山県射水市作道937番地 シャンブル・クレール103、前住所富山県高岡市末広町11番6号 ブラックボックス3号室  
債務者 亀本 久則  
1 決定年月日時 令和7年11月19日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 古木 達也  
4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月12日午前10時55分  
6 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで  
富山地方裁判所高岡支部  
令和7年(フ)第11号  
長野県上田市天神3丁目7番2号  
債務者 堀内 英貴  
1 決定年月日時 令和7年11月19日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 荒川 光広  
4 破産債権の届出期間 令和7年12月19日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月18日午後1時30分  
6 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで  
長野地方裁判所上田支部  
令和7年(フ)第79号  
川崎市高津区久末23番地 久末西住宅 5-201  
債務者 稲村 拓三  
1 決定年月日時 令和7年11月18日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 川村 篤志  
4 破産債権の届出期間 令和7年12月18日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月18日午後1時30分  
6 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第385号	静岡県浜松市中央区本郷町1330番地の1 債務者 楠本 剛史 1 決定年月日時 令和7年11月19日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 和光 学 4 破産債権の届出期間 令和7年12月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月17日午後3時 6 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第169号	相模原市南区南台3丁目9番23号 パルテル南台301 債務者 小松 俊行 1 決定年月日時 令和7年11月17日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾崎 隆 4 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月24日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第233号	長野県須坂市大字亀倉26番地8 債務者 月原 光昭 1 決定年月日時 令和7年11月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 泰 4 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月12日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 長野地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第754号	川崎市高津区坂戸1丁目8番15-201号 北斗 債務者 松本 秀雄 1 決定年月日時 令和7年11月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横田 朋佳 4 破産債権の届出期間 令和7年12月18日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月4日午前10時50分 6 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年11月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大橋 雅史 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第772号	川崎市多摩区登戸3313番地2 グランドマンション多摩川 617 債務者 凰山 卓悟 1 決定年月日時 令和7年11月18日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 床呂 東子 4 破産債権の届出期間 令和7年12月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月11日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和7年(フ)第88号	新潟県燕市東太田1283番地1 債務者 遠藤 尚貴 1 決定年月日時 令和7年11月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿部 理順 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月5日午前11時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
令和7年(フ)第2311号	新潟地方裁判所三条支部 名古屋市守山区桔梗平2丁目707番地 ファーストプレイスII101号 債務者 山田 真揮 1 決定年月日時 令和7年11月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 莉可 4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第2570号	名古屋市中区千代田2丁目10番7号 プラザフェニックス鶴舞801号、従前の住所名古屋市中区丸の内2丁目19番19号 丸の内ヒルズ803号 債務者 松下 英一

## 破産手続終結

## 令和6年(フ)第52号

宮崎県串間市大字本城632番地1  
破産者 株式会社A・Sカワサキ

- 1 決定年月日 令和7年11月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。

宮崎地方裁判所日南支部

## 破産手続終結及び免責許可決定

## 令和6年(フ)第532号

大阪府泉南市信達大苗代62番地 泉南一丘団地53棟208号  
破産者 松本 敏明

- 1 決定年月日 令和7年11月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

## 令和6年(フ)第151号

香川県坂出市久米町2丁目4番28号、住民票上の住所香川県坂出市久米町2丁目4番29号  
破産者 藤井 敏彦

- 1 決定年月日 令和7年11月17日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所丸亀支部

## 令和7年(フ)第95号

秋田市東通観音前2-16 ル・ピア202号、住民票上の住所秋田県由利本荘市石脇字石脇304番地  
破産者 打矢 優太

- 1 決定年月日 令和7年11月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

秋田地方裁判所民事第2部

## 令和7年(フ)第123号

埼玉県深谷市戸森116番地1 県営深谷戸森団地1-405号、旧住所埼玉県深谷市東方2664番地1 フォレスト105号  
破産者 森田 文雄

- 1 決定年月日 令和7年11月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所熊谷支部

## 令和6年(フ)第875号

川崎市幸区神明町2丁目22番地81  
破産者 笹崎 英也

- 1 決定年月日 令和7年11月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

## 令和5年(フ)第97号

岐阜県美濃加茂市新池町1丁目11番6-2号 セイント アウルB-206、開始決定時住所岐阜県美濃加茂市中部台4丁目9番地3  
破産者 伊藤 嘉章

- 1 決定年月日 令和7年11月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

岐阜地方裁判所御嵩支部

## 令和6年(フ)第2707号

愛知県半田市旭町5丁目3番地の1 レインボー旭町1番館103号  
破産者 山本 博貴

- 1 決定年月日 令和7年11月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所民事第2部

## 令和6年(フ)第5198号

大阪府枚方市長尾元町1丁目28番5-504号  
破産者 中田 雅之

- 1 決定年月日 令和7年11月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和6年(フ)第5660号

大阪府四條畷市清滝中町11番12号、前住所兵庫県三田市すずかけ台3丁目5番地4 12棟601号  
破産者 福本 崇

- 1 決定年月日 令和7年11月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第14号

大阪市北区天満橋1丁目4番16号 クレール東天満 701号室  
破産者 武 豪太

- 1 決定年月日 令和7年11月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第1194号

大阪市阿倍野区阪南町2丁目1番21号 グランコート昭和町駅前502号  
破産者 高田 裕之

- 1 決定年月日 令和7年11月18日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第49号

宮城県石巻市鹿又字道的前126番地1、前住 所宮城県仙台市若林区上飯田3丁目12番19号  
破産者 相澤 仁美(旧姓堀井)

- 1 決定年月日 令和7年11月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所石巻支部破産係

## 令和7年(フ)第1173号

神奈川県藤沢市高谷5番1号 アムール湘南 101  
破産者 森 大樹

- 1 決定年月日 令和7年11月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和6年(フ)第697号

神奈川県小田原市栄町1丁目11番13-702号 SOUTH・HILL小田原城前  
破産者 井澤 仲行

- 1 決定年月日 令和7年11月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

## 令和6年(フ)第225号

高知市竹島町134番地14  
破産者 吉川千恵子

- 1 決定年月日 令和7年11月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

高知地方裁判所破産係

## 令和7年(フ)第2号

福岡県宮若市上大隈441番地4  
破産者 小川ひとみ

- 1 決定年月日 令和7年11月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所直方支部

## 破産手続終結

## 令和7年(フ)第244号

東京都町田市本町田2577番地公社住宅22-102  
破産者 高橋 敏夫

- 1 決定年月日 令和7年11月14日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

- 3 理由の要旨 すべての破産債権者から破産債権の届出がなく、かつ破産手続廃止の申立てもなかった。

東京地方裁判所立川支部民事第4部  
破産債権の届出期間及び一般調査期日

## 令和6年(フ)第137号

福島県いわき市小名浜林城字江越9番地の11  
破産者 青木 三郎

- 1 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで
- 2 一般調査期日 令和8年2月19日午前10時30分

令和7年11月13日  
福島地方裁判所いわき支部

## 令和7年(フ)第4号

福岡県筑後市大字蔵数280番地8  
破産者 江島恵美子

- 1 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで
- 2 一般調査期日 令和8年1月21日午前10時30分

令和7年11月17日  
福岡地方裁判所八女支部破産係

## 令和7年(フ)第1621号

名古屋市中区大須3丁目14番39号  
破産者 大西商事有限会社

- 1 破産債権の届出期間 令和7年12月18日まで
- 2 一般調査期日 令和8年1月28日午後2時10分

令和7年11月18日  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第95号**  
広島県福山市神辺町字湯野252番地7  
破産者 西山林業こと 西山 明男  
1 破産債権の届出期間 令和7年12月18日まで  
2 一般調査期日 令和8年2月27日午前11時  
令和7年11月18日  
広島地方裁判所福山支部再生・破産係  
**令和6年(フ)第119号**  
三重県津市久居中町786番地1 コーポサカ  
工A102号室、開始決定時の住所三重県津市  
久居射場町69番地1  
破産者 山本敏貴こと B A E M I N K W I  
裴 敏貴  
1 破産債権の届出期間 令和7年12月22日まで  
2 一般調査期日 令和8年1月21日午前10時5分  
令和7年11月19日 津地方裁判所破産係  
**令和7年(フ)第679号**  
仙台市若林区一本杉町25番5-702号  
破産者 池田 和子  
1 破産債権の届出期間 令和7年12月25日まで  
2 一般調査期日 令和8年2月24日午後1時40分  
令和7年11月18日  
仙台地方裁判所第4民事部破産係  
**令和7年(フ)第23号**  
岡山市東区西祖75番地、旧住所岡山県和気郡  
和気町日室150番地7  
破産者 本原 大樹  
1 破産債権の届出期間 令和8年1月19日まで  
2 一般調査期日 令和8年2月24日午前11時  
令和7年11月18日  
岡山地方裁判所第3民事部  
**令和7年(フ)第199号**  
三重県三重郡川越町大字豊田792番地10、前  
住所三重県鈴鹿市上田町1358番地の2  
破産者 中尾 康敬  
1 破産債権の届出期間 令和8年1月20日まで  
2 一般調査期日 令和8年2月20日午前10時30分  
令和7年11月19日  
津地方裁判所四日市支部破産係  
**書面による計算報告**  
次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

**令和7年(フ)第326号**  
宮崎県東諸県郡国富町大字宮丸334番地1  
破産者 長嶺 佑哉  
異議申述期間 令和8年1月5日まで  
令和7年11月19日 宮崎地方裁判所破産係  
**令和7年(フ)第1655号**  
札幌市東区北33条東18丁目3番5号  
破産者 入谷 信也  
異議申述期間 令和8年1月13日まで  
令和7年11月18日  
札幌地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第1639号**  
大阪府寝屋川市堀溝2丁目17番4号  
破産者 光和配送株式会社  
異議申述期間 令和8年1月13日まで  
令和7年11月18日  
大阪地方裁判所第6民事部  
**令和7年(フ)第1640号**  
大阪府寝屋川市堀溝2丁目17番4号  
破産者 木浦 正一  
異議申述期間 令和8年1月13日まで  
令和7年11月18日  
大阪地方裁判所第6民事部  
**特別清算開始**  
**令和7年(ヒ)第2087号**  
東京都千代田区内幸町2丁目1番4号  
清算株式会社 株式会社アシスト  
代表清算人 石田 総一  
1 決定年月日 令和7年11月13日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を  
命ずる。  
東京地方裁判所民事第20部  
**令和7年(ヒ)第2号**  
奈良市餅飯殿町30番地  
清算株式会社 TM株式会社  
代表清算人 三橋 舞  
1 決定年月日 令和7年11月13日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を  
命ずる。  
奈良地方裁判所  
**令和7年(ヒ)第12号**  
北九州市若松区童子丸2丁目4番7号  
清算株式会社 福岡KK株式会社  
代表清算人 木村 征一  
1 決定年月日 令和7年11月14日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を  
命ずる。  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**特別清算協定認可**  
**令和7年(ヒ)第3029号**  
大阪府松原市西大塚1丁目3番29号  
清算株式会社 工藤工業株式会社  
代表清算人 藤田 和也  
1 決定年月日 令和7年11月14日  
2 主文 本件協定を認可する。  
協定  
第1 定義  
本協定において対象となる債権（以下「協定債権」という。）は、清算株式会社に対する債権のうち、一般的優先権がある債権（公租公課等）、特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。  
本協定における協定債権とは、協定債権を有する債権者をいう。  
第2 優先債権及び費用請求権に対する弁済  
一般的優先債権及び特別清算の手続に関する費用請求権は、隨時支払う。  
第3 一般条項  
1 権利の変更  
各協定債権者は、本協定認可決定確定時において清算株式会社に対する各協定債権につき、その債務（利息、遅延損害金等の一切を含む。）を全部免除する。  
2 調整条項  
清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元本の割合に応じて弁済する。  
この場合において、協定債権者が前記第3の1の規定により行った債務の免除は、新たに発見された財産の限度において効力を失うものとする。  
3 債権者変更の場合の取り扱い  
特別清算開始決定日以降、協定債権の全部または一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者との有する協定債権の額を基準に、本協定条項を適用するものとする。  
以上  
大阪地方裁判所第6民事部

**再生債権の特別調査期間**  
**令和7年(再)第29号**  
東京都江戸川区南篠崎町2丁目1番8号  
再生債務者 倉持 清  
特別調査期間 令和8年1月8日から令和8年1月9日まで  
令和7年11月17日  
東京地方裁判所民事第20部  
**決議に付する決定及び債権者集会招集**  
**令和7年(再)第29号**  
東京都江戸川区南篠崎町2丁目1番8号  
再生債務者 倉持 清  
1 決議に付する再生計画案 令和7年10月30日  
付け再生債務者提出の再生計画案  
2 議決権行使の方法 債権者集会における行使  
又は書面投票による行使のうち議決権者が選択  
するもの  
3 債権者集会  
(1) 期日 令和8年1月14日午後4時  
(2) 会議の目的 再生計画案の決議  
4 書面投票期間 令和8年1月6日まで  
5 議決権不統一行使の通知期限 令和8年1月5日  
令和7年11月17日  
東京地方裁判所民事第20部  
**令和7年(再)第1号**  
鹿児島市桜島武町26番地1  
再生債務者 有限会社海幸  
1 決議に付する再生計画案 令和7年10月31日  
付け（令和7年11月10日修正）再生債務者提出  
の再生計画案  
2 議決権行使の方法 債権者集会における行使  
又は書面投票による行使のうち議決権者が選択  
するもの  
3 債権者集会  
(1) 期日 令和7年12月24日午後1時30分  
(2) 会議の目的 再生計画案の決議  
4 書面投票期間 令和7年12月16日まで  
5 議決権不統一行使の通知期限 令和7年12月10日  
令和7年11月13日  
鹿児島地方裁判所民事第3部

### 小規模個人再生による再生手続開始

#### 令和7年(再イ)第77号

栃木県宇都宮市横山3丁目10番19号  
再生債務者 土屋 明子

- 1 決定年月日時 令和7年11月13日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月18日から令和7年12月26日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

#### 令和7年(再イ)第78号

栃木県宇都宮市江曾島2丁目6番4号  
再生債務者 後藤 剛

- 1 決定年月日時 令和7年11月14日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月19日から令和8年1月7日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

#### 令和7年(再イ)第75号

兵庫県尼崎市道意町2丁目7番地の37  
再生債務者 箕原紗希乃

- 1 決定年月日時 令和7年11月14日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月5日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月12日から令和7年12月26日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

#### 令和7年(再イ)第12号

北海道苫小牧市柏木町1丁目5番8号  
再生債務者 山田 武彦

- 1 決定年月日時 令和7年11月17日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月22日から令和8年1月7日まで

札幌地方裁判所苫小牧支部

#### 令和7年(再イ)第117号

埼玉県川口市南町2丁目9番26号 パールハイツ303号(申立時の住所 埼玉県戸田市上戸田2丁目35番12-302号)  
再生債務者 大門誠一郎

- 1 決定年月日時 令和7年11月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月22日から令和8年1月5日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

#### 令和7年(再イ)第180号

さいたま市岩槻区大字大野島892番地8  
再生債務者 杉崎 徹

- 1 決定年月日時 令和7年11月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月22日から令和8年1月5日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

#### 令和7年(再イ)第160号

千葉市中央区松ヶ丘町58番地165  
再生債務者 有江 学

- 1 決定年月日時 令和7年11月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月22日から令和8年1月5日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

#### 令和7年(再イ)第200号

千葉県船橋市二宮2丁目11番18-2号  
再生債務者 幸地 武人

- 1 決定年月日時 令和7年11月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月22日から令和8年1月5日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

#### 令和7年(再イ)第24号

千葉県山武郡横芝光町横芝1517番地1  
再生債務者 高宮 健二

- 1 決定年月日時 令和7年11月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月22日から令和8年1月5日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

#### 令和7年(再イ)第24号

千葉県山武郡横芝光町横芝1517番地1  
再生債務者 高宮 健二

- 1 決定年月日時 令和7年11月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月22日から令和8年1月5日まで

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

### 令和7年(再イ)第53号

岐阜市則武東3丁目5番4号  
再生債務者 桑原 一樹

- 1 決定年月日時 令和7年11月17日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月22日から令和8年1月5日まで

岐阜地方裁判所

#### 令和7年(再イ)第277号

愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字西新畑24番地6  
再生債務者 今井 彰人

- 1 決定年月日時 令和7年11月17日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月22日から令和8年1月5日まで

岐阜地方裁判所

#### 令和7年(再イ)第84号

愛知県豊田市高岡町松葉162番地2  
再生債務者 津田 保治

- 1 決定年月日時 令和7年11月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月15日から令和7年12月22日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

#### 令和7年(再イ)第214号

愛知県豊田市高岡町松葉162番地2  
再生債務者 津田 保治

- 1 決定年月日時 令和7年11月17日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月23日から令和8年1月6日まで

長崎地方裁判所

#### 令和7年(再イ)第238号

札幌市中央区南21条西8丁目2番12号 マンションサンタフェ1001号  
再生債務者 小杉 勝

- 1 決定年月日時 令和7年11月18日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月23日から令和8年1月6日まで

札幌地方裁判所民事第4部

#### 令和7年(再イ)第256号

札幌市西区発寒8条9丁目1番13号  
再生債務者 佐藤 孝昭

- 1 決定年月日時 令和7年11月18日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年12月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年12月23日から令和8年1月6日まで

札幌地方裁判所民事第4部



令和7年（再イ）第52号 福井県あわら市国影第22号1番地12 再生債務者 前田 哲弥	1 決定年月日時 令和7年11月14日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月5日まで
	福井地方裁判所
令和7年（再イ）第119号 京都市左京区山端大塚町16番地10 再生債務者 種田 長之	1 決定年月日時 令和7年11月17日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月22日から令和8年1月5日まで
	京都地方裁判所第5民事部再生係
令和7年（再イ）第3号 兵庫県丹波篠山市宇土302番地4 再生債務者 本 忠典	1 決定年月日時 令和7年11月17日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月22日から令和8年1月5日まで
	神戸地方裁判所柏原支部
令和7年（再イ）第17号 島根県松江市西津田3丁目1番5-203号サヴァンパレス西津田（前住所）島根県松江市東朝日町151番地39メゾンエクレート301号室 再生債務者 石原 優大	1 決定年月日時 令和7年11月17日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月22日から令和8年1月9日まで
	松江地方裁判所民事部
令和7年（再イ）第104号 広島市安芸区矢野南1丁目13番8号 再生債務者 池本 英雅	1 決定年月日時 令和7年11月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年12月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月22日から令和8年1月5日まで	広島地方裁判所民事第4部
令和7年（再イ）第116号 広島市南区皆実町5丁目6番16-202号 再生債務者 曽田 拓	1 決定年月日時 令和7年11月17日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月22日から令和8年1月5日まで
	福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年（再イ）第10号 鹿児島市吉野町3152番地47 コンフォルタ105号、前住所鹿児島市易居町3番23号 REIM易居町501号 再生債務者 久保 佑月（旧姓富松）	1 決定年月日時 令和7年11月17日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月9日まで
	鹿児島地方裁判所民事第3部再生係
令和7年（再イ）第34号 広島県福山市松浜町3丁目8番26-202号 再生債務者 アエラこと 緒方 清美	1 決定年月日時 令和7年11月17日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月22日から令和8年1月5日まで
	広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年（再イ）第37号 徳島県徳島市川内町平石若宮249番地の13 再生債務者 藤岡 達也	1 決定年月日時 令和7年11月17日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月15日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月19日まで
	盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年（再イ）第10号 山形県鶴岡市大針字山崎3番地1 再生債務者 伊藤 幸輝	1 決定年月日時 令和7年11月18日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月16日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月9日まで
	山形地方裁判所鶴岡支部
令和7年（再イ）第20号 福岡県飯塚市筑穂元吉558番地4 再生債務者 白水 伸義	1 決定年月日時 令和7年11月17日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月22日から令和8年1月5日まで
	福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係
令和7年（再イ）第91号 北九州市小倉北区中井1丁目20番3-302号 再生債務者 岩永美代子	1 決定年月日時 令和7年11月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
	前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年（再イ）第41号 群馬県太田市龍舞町1935番地33 再生債務者 関口 弘子	3 再生債権の届出期間 令和7年12月16日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月20日まで
	前橋地方裁判所太田支部
令和7年（再イ）第26号 高知県土佐市波介2375番地 再生債務者 森田 文一	1 決定年月日時 令和7年11月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月23日から令和8年1月6日まで
	高知地方裁判所民事部個人再生係
令和7年（再イ）第92号 北九州市八幡東区西本町4丁目4番17-501号 再生債務者 古殿 彰	1 決定年月日時 令和7年11月18日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月23日から令和8年1月6日まで
	福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年（再イ）第33号 宮崎市大字島之内9590番地23 プランドールMIV201号 再生債務者 甲斐 美香	1 決定年月日時 令和7年11月18日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月14日まで
	宮崎地方裁判所民事部個人再生係

<p><b>令和7年(再イ)第40号</b> 宮崎市城ヶ崎3丁目3番地1 ルミナス荘苑 701号 再生債務者 比江島美彦 1 決定年月日時 令和7年11月18日午後1時30分 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月14日まで 宮崎地方裁判所民事部個人再生係 <b>令和7年(再イ)第38号</b> 鹿児島市小野2丁目2番22号 P l a i s i r K 101号 再生債務者 中山 義久 1 決定年月日時 令和7年11月18日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月16日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月13日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係 <b>令和7年(再イ)第9号</b> 青森県三沢市岡三沢1丁目1番106号 野々宮方 再生債務者 小林 大地 1 決定年月日時 令和7年11月18日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月17日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月8日から令和8年1月22日まで 青森地方裁判所十和田支部 <b>小規模個人再生による書面決議に付する決定</b> <b>令和6年(再イ)第40号</b> 鹿児島県日置市伊集院町中川984番地5 再生債務者 永野 博志 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月25日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月5日まで 令和7年11月14日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係</p>	<p><b>令和7年(再イ)第26号</b> 鹿児島市吉野町5603番地15 再生債務者 北原 直樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月20日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月5日まで 令和7年11月14日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係 <b>令和7年(再イ)第30号</b> 鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦1197番地1 城ヶ平住宅10-3号 再生債務者 義山 修士 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月31日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月5日まで 令和7年11月14日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係 <b>令和7年(再イ)第40号</b> 兵庫県尼崎市東園田町4丁目141番地の1 ファーストステージ204 再生債務者 岡田 舜 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月2日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月8日まで 令和7年11月17日 神戸地方裁判所尼崎支部 <b>令和7年(再イ)第46号</b> 兵庫県西宮市津門呉羽町2番3-201号 再生債務者 一宮 潤士 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月16日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月8日まで 令和7年11月17日 神戸地方裁判所尼崎支部</p>	<p><b>令和7年(再イ)第33号</b> 鹿児島県日置市伊集院町下谷口1007番地11 再生債務者 大崎 匠 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月10日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月8日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月8日まで 令和7年11月17日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係 <b>令和7年(再イ)第26号</b> 山口県下関市大字吉母401番地9 再生債務者 市村 清恵 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月14日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月9日まで 令和7年11月18日 山口地方裁判所下関支部再生係 <b>令和7年(再イ)第4号</b> 新潟県燕市南7丁目14番14-1号 再生債務者 山田 淳史 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月4日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月16日まで 令和7年11月18日 新潟地方裁判所三条支部 <b>令和7年(再イ)第31号</b> 香川県さぬき市長尾西819-3、住民票上の 住所香川県木田郡三木町大字上高岡1744番地 3 再生債務者 三好 寛征 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月16日まで 令和7年11月18日 高松地方裁判所民事部破産・再生係</p>	<p><b>令和7年(再イ)第8号</b> 宮崎県日向市鶴町3丁目101番地 原マン ション202 再生債務者 山崎 義彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月4日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月16日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月16日まで 令和7年11月18日 宮崎地方裁判所延岡支部 <b>小規模個人再生による再生手続廃止</b> <b>令和6年(再イ)第267号</b> 大阪府寝屋川市黒原橋町17番11-1号 再生債務者 隅元工務店こと 隅元 孝峰 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条1号に定める事由がある。 令和7年11月18日 大阪地方裁判所第6民事部 <b>令和6年(再イ)第268号</b> 大阪府寝屋川市黒原橋町17番11-1号 再生債務者 隅元 由希 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条1号に定める事由がある。 令和7年11月18日 大阪地方裁判所第6民事部 <b>給与所得者等再生による再生手続開始</b> <b>令和7年(再口)第4号</b> 大阪府和泉市池田下町172番地の1 メゾン ドール・U103号 再生債務者 渡邊 宣仁 1 決定年月日時 令和7年11月17日午後1時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月15日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月22日から令和8年1月5日まで 大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係</p>
--	---	---	--

## 給与所得者等再生による再生 計画案についての意見聴取

### 令和7年(再口)第1号

三重県津市久居野村町540番地12

再生債務者 林 裕也

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年10月27日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年12月8日まで  
令和7年11月17日 津地方裁判所再生係

### 令和7年(再口)第1号

群馬県桐生市相生町2丁目486番地の137

再生債務者 坂口 雅

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年10月29日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年12月10日まで  
令和7年11月19日 前橋地方裁判所桐生支部

### 令和7年(再口)第3号

新潟市中央区関屋恵町1番3号

再生債務者 渡邊 学

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年10月31日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年12月10日まで  
令和7年11月19日 新潟地方裁判所民事部

### 令和7年(再口)第13号

大阪府池田市八王寺2丁目1番24-101号

再生債務者 平 光浩

1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年11月14日付け再生計画案

2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由

3 2の書面の提出期間 令和7年12月16日まで  
令和7年11月18日

大阪地方裁判所第6民事部

## 所在等不明共有者の持分の取 得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記

の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

### 令和7年(チ)第8号

札幌市北区北39条西3丁目1番8-206号

申立人 生田目健太

住所・居所 不明

(最後の住所) 東京都大田区中馬込2丁目24番15号グランシャリオ馬込410

所在等不明共有者 吉井 聰

届出期間満了日 令和8年3月18日

令和7年11月17日 札幌地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 札幌市北区新琴似十二条三丁目

地番 1060番48

地目 宅地

地積 181.81平方メートル

所在等不明共有者の持分 2分の1

2 所在 札幌市北区新琴似十二条三丁目1060番

地48

家屋番号 1060番48

種類 居宅

構造 木造鉄骨メッシュ鋼板葺2階建

床面積 1階 55.48平方メートル

2階 36.45平方メートル

所在等不明共有者の持分 2分の1

### 令和7年(チ)第4号

北海道函館市港町3丁目15番3号

申立人 甲谷 薫

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 北海道函館市千代台町12番2号

所在等不明共有者 風間 弘子

届出期間満了日 令和8年3月17日

令和7年11月17日 函館地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 函館市港町3丁目

地番 239番51

地目 宅地

地積 107.15平方メートル

所在等不明共有者の持分 112分の1

2 所在 函館市港町3丁目 239番地51  
家屋番号 239番51  
種類 居宅  
構造 木造鉄骨メッシュ鋼板葺2階建  
床面積 1階 52.17平方メートル  
2階 28.98平方メートル  
所在等不明共有者の持分 112分の1

## 所有者不明土地及び建物管理 命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあつたので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

### 令和7年(チ)第46号

大阪市北区堂島1丁目4番24号

申立人 株式会社S a n j u

(亡佐藤有義の最後の住所) 大阪府東大阪市花園西町1丁目12番27号

(不動産登記記録上の住所) 大阪府東大阪市若江東町1丁目7番2号

所有者 亡佐藤有義相続財産

届出期間満了日 令和8年1月16日

令和7年11月17日 大阪地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 東大阪市花園西町1丁目

地番 266番6

地目 宅地

地積 54.27平方メートル

2 所在 東大阪市花園西町1丁目266番地6

家屋番号 266番の6の2

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 29.95平方メートル

2階 29.76平方メートル

## 所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあつたので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

### 令和7年(チ)第5号

広島県呉市神原町10番29号

申立人 山本 大介

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 広島市安佐北区安佐町大字飯室921番地の419

所有者 北川 敏惠

届出期間満了日 令和8年1月14日

令和7年11月14日 広島地方裁判所尾道支部

(別紙) 物件目録

所在 三原市鷺浦町向田野浦

地番 2488番19

地目 雜種地

地積 55平方メートル

### 令和7年(チ)第14号

高知市梅ノ辻3番15号

申立人 株式会社コタニ商事

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 高知市南奉公人町101番地

所有者 和田 常

届出期間満了日 令和8年1月14日

令和7年11月14日 高知地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 高知市玉水町字觀音堂

地番 116番

地目 宅地

地積 59.76平方メートル

### 令和7年(チ)第3号

福岡市博多区東公園7番7号

申立人 福岡県知事 服部誠太郎

住所・居所 不明

(亡畠中剛達の除籍時の本籍) 福岡県田川郡川崎町大字田原603番地

共有者 不動産登記記録上の氏名亡畠中久治相続人亡畠中剛達相続財産

届出期間満了日 令和8年1月14日

令和7年11月14日 福岡地方裁判所田川支部

(別紙) 物件目録

所在 田川郡川崎町大字田原字林崎

地番 603番21

地目 宅地

地積 13.73平方メートル

(亡畠中剛達相続財産の共有持分 4分の1)

## 令和7年(チ)第5号

長崎市尾上町3番1号

申立人 長崎県

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 北松浦郡吉井町直谷免1099番地の3

所有者 清水豹三郎

届出期間満了日 令和8年1月8日

令和7年11月14日

長崎地方裁判所佐世保支部

## (別紙) 物件目録

1 所在 佐世保市吉井町直谷

地番 1099番3

地目 宅地

地積 268.64平方メートル

2 所在 佐世保市吉井町直谷

地番 1099番4

地目 宅地

地積 79.21平方メートル

## 令和7年(チ)第11号

熊本県玉名市立願寺173番地1

申立人 株式会社かずやハウジング

住所・居所 不明

所有者 動音彌四郎

届出期間満了日 令和8年1月13日

令和7年11月14日 熊本地方裁判所玉名支部

## (別紙) 物件目録

所在 玉名市玉名字峯田

地番 2513番2

地目 公衆用道路

地積 39平方メートル

## 所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

## 令和7年(チ)第30号

石川県輪島市二ツ屋町2字29番地

申立人 輪島市長 坂口 茂

## 住所・居所 不明

(亡木村よし子の最後の住所 京都府長岡京市東和苑1番地4 グループホームあぐら)

所有者 亡宮ハナ相続人亡木村よし子相続財産届出期間満了日 令和8年1月16日

令和7年11月13日 金沢地方裁判所輪島支部  
(別紙) 物件目録

1 所在 輪島市鳳至町畠田 83番地39

家屋番号 83番39

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 41.45平方メートル  
2階 36.85平方メートル

2 所在 輪島市鳳至町畠田 83番地41

家屋番号 83番41

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 38.92平方メートル  
2階 24.82平方メートル

## 令和7年(チ)第31号

石川県輪島市二ツ屋町2字29番地

申立人 輪島市長 坂口 茂

住所・居所 不明

(亡松岡庄造の最後の住所) 石川県輪島市堀町10の64番地2

(不動産登記記録上の住所) 輪島市堀町壱〇の64番地2

所有者 亡松岡庄造相続財産

届出期間満了日 令和8年1月16日

令和7年11月13日 金沢地方裁判所輪島支部

(別紙) 物件目録

1 所在 輪島市堀町壱〇字 64番地2、64番地

3

家屋番号 64番2

種類 居宅 作業所

構造 木造瓦葺3階建

床面積 1階 336.67平方メートル  
2階 285.69平方メートル

3階 88.87平方メートル

## 令和7年(チ)第53号

大阪市中央区平野町3丁目3番7-205号

申立人 株式会社片町

(亡沖原弘幸の最後の住所) 大阪府東大阪市小若江三丁目21番2号

(亡沖原弘幸の不動産登記記録上の住所) 八尾市東山本新町七丁目6番7号

所有者 亡沖原弘幸相続財産

届出期間満了日 令和8年1月16日

令和7年11月17日 大阪地方裁判所  
(別紙) 物件目録

1 所在 東大阪市小若江三丁目64番地1

家屋番号 1番41

種類 居宅

構造 木造瓦葺平家建

床面積 93.81平方メートル

2 所在 東大阪市小若江三丁目64番地1

家屋番号 64番1の3

種類 作業場

構造 鉄骨造スレート葺2階建

床面積 1階 79.30平方メートル

2階 48.75平方メートル

## 会社その他の公告

## 合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和7年11月21日  
掲載頁 九頁(乙)掲載 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和7年11月21日  
掲載頁 九頁(丙)掲載 東京都千代田区二ツ屋町二番地一〇  
掲載の日付 令和7年11月21日  
掲載頁 九頁(丁)ベースペクティフ株式会社  
代表取締役 西谷 弘毅  
東京都千代田区二ツ屋町二番地一〇(戊)バースペクティフ・イノベートク  
ロス株式会社  
代表取締役 西谷 弘毅  
東京都千代田区二ツ屋町二番地一〇(己)シード・ジード・エス株式会社  
代表取締役 白山 敏

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。ただし、甲は令和7年11月1日付で商号変更及び本店移転しており、旧商号丁目1株式会社、旧本店東京都千代田区霞が関二丁目二番五号として掲載されております。

(甲)掲載 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和7年9月24日  
掲載頁 二二頁(乙)https://www.acclimate-inc.com/  
(丙)http://www.centan.jp/令和7年11月18日  
東京都港区港南二丁目一六番一号  
(甲)株式会社アクロミル  
代表取締役 佐々木 徹(乙)株式会社アクリメイト  
代表取締役 増井 俊介(丙)株式会社セントラン  
代表取締役 田中 尊信

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載 紙官報  
掲載の日付 令和7年11月1日  
掲載頁 五十一頁(号外第一四八号)(乙)掲載 紙官報  
掲載の日付 令和7年11月1日  
掲載頁 五十一頁(号外第一四八号)令和7年11月21日  
東京都千代田区東神田二丁目一〇番地一四  
号日本センチミアビル(甲)コスモコンサルティング株式会社  
代表取締役 白山 敏  
東京都千代田区東神田二丁目一〇番一四号(乙)シード・ジード・エス株式会社  
代表取締役 白山 敏







## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千八百五十二万七千六百五円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://jamm-pay.jp/corp/r/public-notice>

令和七年十一月二十八日

東京都港区赤坂一丁目一四番一四号

株式会社Jamm

代表取締役 橋爪 捷

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

令和七年十一月二十八日

令和七年十一月二十八日

京都市中京区夷川通柳馬場東入俵屋町二九五番地一

株式会社ムーラボ

代表取締役 田中 耕介

株式会社ムーラボ

代表取締役 大木 和典

令和七年十一月二十八日

東京都千代田区有楽町二丁目一〇番一号

株式会社エンゼルフオレーストリゾート

代表取締役 田中 耕介

株式会社エンゼルフオレーストリゾート

代表取締役 山崎 智之

## 資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億五千五百万円、資本準備金の額を四億四千九百九十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

令和七年十一月二十八日

京都市中京区夷川通柳馬場東入俵屋町二九五番地一

株式会社ムーラボ

代表取締役 田中 耕介

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千五百万円、資本準備金の額を一億二千六百六十四万三千七百三十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

令和七年十一月二十八日

東京都港区南青山三丁目一〇番四三号

KCAPBO7株式会社

代表取締役 山崎 智之

株式会社エンゼルフオレーストリゾート

代表取締役 山崎 智之

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億五千五百万円、資本準備金の額を四億四千九百九十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

令和七年十一月二十八日

東京都品川区東品川二丁目二番二〇号

株式会社カントリーパンダ

代表取締役 辰巳 衛

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千五百万円、資本準備金の額を一億二千六百六十四万三千七百三十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

令和七年十一月二十八日

東京都港区赤坂五丁目三番六号

株式会社スカイディスク

代表取締役 内村 安里

## 基準日設定につき通知公告

当社は、令和7年11月15日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、令和7年12月23日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主および同株主総会において決議予定の剰余金の配当を受けれる権利者と定めましたので、公告します。

令和7年11月28日

東京都豊島区南池袋一丁目一六番一五号

株式会社水戸アカデミー

代表取締役 坪井 慎一

## 定款変更につき通知公告

当社は、令和7年12月16日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公告します。

令和7年11月28日

滋賀県野洲市三宅八〇番地

京セラAVXコンポーネンツ安曇川株式会社

代表取締役 モーリー・アヴァン

## 定款変更につき通知公告

当社は、令和7年12月13日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公告します。

令和7年11月28日

大阪市都島区東野田町二丁目九番七号

株式会社アルテック

代表取締役 吉田 勉

## 合併につき株券等提出公告

当社は、コスモコンサルティング株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和7年12月30日までに当社にご提出ください。

令和7年11月28日

東京都千代田区東神田二丁目一〇番一四号

シード・ジー・エス株式会社

代表取締役 白山 敏

## 合併につき株券等提出公告

当社は、山藤福音株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和7年12月29日までに当社にご提出下さい。

令和7年11月28日

愛知県豊橋市花田町字石塚二六番地の二

マルケイ倉庫株式会社

代表取締役 富澤 功

## 株式交換につき株券等提出公告

当社は、株式会社223を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和7年12月30日までに当社にご提出下さい。

令和7年11月28日

東京都港区虎ノ門一丁目一二番九号

株式会社野口医学研究所

代表取締役 堤 大造

## 株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社森下産業グループを完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和8年1月5日までに当社にご提出下さい。

令和7年11月28日

東京都中央区日本橋小伝馬町八番九号

森下産業株式会社

代表取締役 森下陽一郎

## 外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である李綱旻が退任することに対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年11月28日

大阪府大阪市住之江区南港北一丁目二一九番一一一一八号

PRINCE REAL ESTATE CAMBODIA GROUP CO., LTD.

日本における代表者 李 繩旻

## 限定承認公告

本籍宮城県仙台市青葉区錦町二丁目二二〇番地、最後の住所宮城県仙台市太白区中田四丁目二番二号小田島アパート二〇二

被相続人 亡 相原 祥子

被相続人 亡 相原 祥子

## 限定承認公告

右被相続人は令和7年7月26日死亡し、その相続人は令和7年1月13日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年11月28日

神奈川県川崎市幸区新小倉二番三一八〇四号

相続財産清算人 柴田 和俊  
本籍京都府京丹後市網野町島津六八二番地、最後の住所京都府京丹後市網野町島津九三番地の二三

被相続人 亡 梅田 博

被相続人 亡 相原 祥子

## 限定承認公告

右被相続人は令和7年8月7日死亡し、その相続人は令和7年11月19日京都家庭裁判所宮津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年11月28日

京都府京丹後市網野町島津六八二番地

相続財産清算人 梅田 秀樹

被相続人 亡 相原 祥子

## 限定承認公告

右被相続人は令和7年9月2日死亡し、その相続人は令和7年11月14日仙台家庭裁判所にて限定期承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年11月28日

宮城県仙台市青葉区片平一丁目二一三八

チサンマンショングループ一丁目二一三八

## 訂正公告

申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年11月28日

京都府京丹後市網野町島津六八二番地

相続財産清算人 梅田 秀樹

被相続人 亡 相原 祥子

## 訂正公告

申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年11月28日

東京地方検察庁検察官

被相続人 亡 相原 祥子

## 訂正公告

申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年11月28日

愛知県名古屋市西区木前二一

代表取締役 ハーベース株式会社

アブドウラ

## 限定期承認公告

本籍福井県小浜市小浜玉前三八番地、最後の住所神奈川県厚木市田村町九番三〇一四〇二号被相続人 亡 福永 正十

右被相続人は令和7年9月9日死亡し、その相続人は令和7年11月19日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定期承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年11月28日

大阪府茨木市横江二丁目一番一号

株式会社イーステック

代表取締役 清水 裕行

## 限定期承認公告

当社は、株式会社森下産業グループを完全親会社として、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和7年1月5日までに当社にご提出下さい。

令和7年11月28日

奈良県大和高田市本郷町九番一七号

ワキ製薬株式会社

代表取締役 脇本真之介

## 限定期承認公告

本籍東京都墨田区青葉台四丁目五四八番地、最後の住所神奈川県横浜市青葉区荏田町一二三六番地東急江田駅前ドエリング三〇六号被相続人 亡 柴田 実

右被相続人は令和7年7月26日死亡し、その相続人は令和7年1月13日横浜家庭裁判所にて限定期承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年11月28日

神奈川県川崎市幸区新小倉二番三一八〇四号

相続財産清算人 柴田 和俊

## 限定期承認公告

本籍京都府京丹後市網野町島津六八二番地、最後の住所京都府京丹後市網野町島津九三番地の二三

被相続人 亡 梅田 博

被相続人 亡 相原 祥子

## 限定期承認公告

右被相続人は令和7年8月7日死亡し、その相続人は令和7年11月19日京都家庭裁判所宮津支部にて限定期承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年11月28日

京都府京丹後市網野町島津六八二番地

相続財産清算人 梅田 秀樹

被相続人 亡 相原 祥子

## 限定期承認公告

右被相続人は令和7年9月2日死亡し、その相続人は令和7年11月14日仙台家庭裁判所にて限定期承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年11月28日

宮城県仙台市青葉区片平一丁目二一三八

チサンマンショングループ一丁目二一三八

## 訂正公告

申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年11月28日

京都府京丹後市網野町島津六八二番地

相続財産清算人 梅田 秀樹

被相続人 亡 相原 祥子

## 訂正公告

申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年11月28日

東京地方検察庁検察官

被相続人 亡 相原 祥子

## 訂正公告

申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年11月28日

愛知県名古屋市西区木前二一

代表取締役 ハーベース株式会社

アブドウラ

また、当社は、当該定期承認の効力発生を条件として、全部取得条項付種類株式であるA種種類株式の全部（自己株式を除きます。）を取得することにいたしましたので、公表します。

当社は、令和7年12月19日をもって、当社の取得条項付株式の取得日の通知公表。株式会社イーステックの全部取得条項付種類株式であるB種種類株式の全部を取得することにいたしましたので、公表します。

令和7年11月28日

大阪府茨木市横江二丁目一番一号

株式会社イーステック

代表取締役 清水 裕行

## 取得条項付株式の取得日の通知公表

当社は、令和7年12月19日をもって、当社の取得条項付種類株式であるB種種類株式の全部を取得することにいたしましたので、公表します。

令和7年11月28日

奈良県大和高田市本郷町九番一七号

ワキ製薬株式会社

代表取締役 脇本真之介

## 限定期承認公告

当社は、株式会社森下産業グループを完全親会社として、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和7年1月5日までに当社にご提出下さい。

令和7年11月28日

奈良県大和高田市本郷町九番一七号

ワキ製薬株式会社

代表取締役 脇本真之介

## 限定期承認公告

申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年11月28日

東京地方検察庁検察官

被相続人 亡 相原 祥子

## 限定期承認公告

申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年11月28日

東京地方検察庁検察官

被相続人 亡 相原 祥子

## 限定期承認公告

申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年11月28日

東京地方検察庁検察官

被相続人 亡 相原 祥子

## 限定期承認公告

申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年11月28日

東京地方検察庁検察官

被相続人 亡 相原 祥子

## 限定期承認公告

申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年11月28日

東京地方検察庁検察官

被相続人 亡 相原 祥子

## 限定期承認公告

申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年11月28日

東京地方検察庁検察官

被相続人 亡 相原 祥子

## 限定期承認公告

申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年11月28日

東京地方検察庁検察官

被相続人 亡 相原 祥子

## 限定期承認公告

申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年11月28日

東京地方検察庁検察官

被相続人 亡 相原 祥子

## 限定期承認公告

申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年11月28日

東京地方検察庁検察官

被相続人 亡 相原 祥子

## 限定期承認公告

申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年11月28日

東京地方検察庁検察官

被相続人 亡 相原 祥子

## 限定期承認公告

申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年11月28日

東京地方検察庁検察官

被相続人 亡 相原 祥子

## 限定期承認公告

申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年11月28日

東京地方検察庁検察官

被相続人 亡 相原 祥子

## 限定期承認公告

申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和7年11月28日

東京地方検察庁検察官